

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA48 r. 4.0
提出年月日	令和4年8月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)

2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】

令和4年8月
北海道電力株式会社

目次

1. 基本的な設計方針
 1. 1. 耐震性・耐津波性
 1. 1. 1. 発電用原子炉施設の位置【38条】
 1. 1. 2. 耐震設計の基本方針【39条】
 1. 1. 3. 津波による損傷の防止【40条】
 1. 2. 火災による損傷の防止【41条】
 1. 3. 重大事故等対処設備【43条】
 1. 3. 1. 多様性、位置的分散、悪影響防止等【43条1—五、43条2—二・三、43条3—三・五・七】
 1. 3. 2. 容量等【43条2—一、43条3—一】
 1. 3. 3. 環境条件等【43条1—一・六、43条3—四】
 1. 3. 4. 操作性及び試験・検査性【43条1—二・三・四、43条3—二・六】
2. 個別機能の設計方針【今回提出】
 2. 1. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】
 2. 2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】
 2. 3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】
 2. 4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】
 2. 5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】
 2. 6. 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】
 2. 7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】
 2. 8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】
 2. 9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】
 2. 10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】
 2. 11. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】
 2. 12. 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】
 2. 13. 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備【56条】
 2. 14. 電源設備【57条】
 2. 15. 計装設備【58条】
 2. 16. 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】
 2. 17. 監視測定設備【60条】

2. 18. 緊急時対策所【61条】
2. 19. 通信連絡を行うために必要な設備【62条】
2. 20. 1次冷却設備
2. 21. 原子炉格納施設
2. 22. 燃料貯蔵施設
2. 23. 非常用取水設備
2. 24. 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く）

2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】

(最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)

第四十八条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第48条に規定する「最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。
 - a) 炉心の著しい損傷等を防止するため、重大事故防止設備を整備すること。
 - b) 重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備に対して、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること。
 - c) 取水機能の喪失により最終ヒートシンクが喪失することを想定した上で、BWRにおいては、サプレッションプールへの熱の蓄積により、原子炉冷却機能が確保できる一定の期間内に、十分な余裕を持って所内車載代替の最終ヒートシンクシステム(UHSS)の繋ぎ込み及び最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる。加えて、残留熱除去系(RHR)の使用が不可能な場合について考慮すること。
また、PWRにおいては、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁による2次冷却系からの除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができること。
 - d) 格納容器圧力逃がし装置を整備する場合は、本規程第50条3b)に準ずること。
また、その使用に際しては、敷地境界での線量評価を行うこと。

2.5.1 適合方針

概要

設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

設備の目的

最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備のうち、最終的な熱の逃がし場へ熱を輸送するための設備として以下の重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）及び重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却）を設ける。

（1）フロントライン系機能喪失時に用いる設備

（i）蒸気発生器2次側による炉心冷却

(48-1-1)
機能喪失
・
使用機器

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、給水設備のうち補助給水設備の電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット、主蒸気設備の主蒸気逃がし弁並びに1次冷却設備の蒸気発生器を使用する。

補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水できる設計とする。また、主蒸気逃がし弁は、現場で人力による操作ができることで、蒸気発生器2次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・電動補助給水ポンプ
- ・タービン動補助給水ポンプ
- ・補助給水ピット
- ・主蒸気逃がし弁
- ・蒸気発生器

主蒸気設備を構成する主蒸気管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、電動補助給水ポンプの電源として使用する設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

その他設備

（ii）格納容器内自然対流冷却

(48-2-1)
機能喪失
・
使用機器

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合における1次冷却材喪失事象時を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、格納容器換気空調設備のうち格納容器再循環装置のC、D－格納容器再循環ユニット、可搬型

大型送水ポンプ車、可搬型温度計測装置、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。

海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、A、D－原子炉補機冷却水冷却器出口配管に可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統を介して、C、D－格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給できる設計とする。C、D－格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動動作するダクト開放機構を有し、重大事故等時において原子炉格納容器の設計基準対象施設としての最高使用温度以下にて確実に開放することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする。また、可搬型温度計測装置は、C、D－格納容器再循環ユニット冷却水入口及び出口配管に取付け、冷却水温度を監視することにより、C、D－格納容器再循環ユニットを使用した格納容器内自然対流冷却の状態を確認できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・ C、D－格納容器再循環ユニット
- ・ 可搬型大型送水ポンプ車
- ・ 可搬型温度計測装置（2.15 計装設備【58条】）
- ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】）
- ・ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】）
- ・ 可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】）

非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、設計基準事故対処設備である原子炉格納施設の原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。

その他
設備

(48-3-1)
機能喪失
・
使用機器

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替補機冷却）として、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。

海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、A、D－原子炉補機冷却水冷却器出口配管に可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統を介して、A－高圧注入ポンプの補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・ 可搬型大型送水ポンプ車

- ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】）
- ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】）
- ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】）
- ・A-高圧注入ポンプ

非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、A-高圧注入ポンプの電源として使用する設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

(2) サポート系機能喪失時に用いる設備

(i) 蒸気発生器2次側による炉心冷却

全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、給水設備のうち補助給水設備の電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット、主蒸気設備の主蒸気逃がし弁並びに1次冷却設備の蒸気発生器を使用する。

補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水できる設計とする。また、主蒸気逃がし弁は、現場での人力による操作ができることで、蒸気発生器2次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。全交流動力電源喪失時において電動補助給水ポンプは代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・電動補助給水ポンプ
- ・タービン動補助給水ポンプ
- ・補助給水ピット
- ・主蒸気逃がし弁
- ・蒸気発生器
- ・代替非常用発電機（2.14 電源設備【57条】）
- ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】）
- ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】）
- ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】）

主蒸気設備を構成する主蒸気管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

(ii) 格納容器内自然対流冷却

全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象時を想定した重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）として、格納容器換気空調設備のうち格納容器再循環装置のC, D－格納容器再循環ユニット、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型温度計測装置、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。

海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、A, D－原子炉補機冷却水冷却器出口配管に可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統を介して、C, D－格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給できる設計とする。C, D－格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動動作するダクト開放機構を有し、重大事故等時において原子炉格納容器の設計基準対象施設としての最高使用温度以下にて確実に開放することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする。また、可搬型温度計測装置は、C, D－格納容器再循環ユニット冷却水入口及び出口配管に取付け、冷却水温度を監視することにより、C, D－格納容器再循環ユニットを使用した格納容器内自然対流冷却の状態を確認できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・ C, D－格納容器再循環ユニット
- ・ 可搬型大型送水ポンプ車
- ・ 可搬型温度計測装置（2.15 計装設備【58条】）
- ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】）
- ・ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】）
- ・ 可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】）

非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、設計基準事故対処設備である原子炉格納施設の原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。また、系統構成等のための電源として、代替非常用発電機を重大事故等対処設備として使用する。

(iii) 代替補機冷却

全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替補機冷却）として、可搬型大型送水ポンプ車、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。

海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、A, D－原子炉補機冷却水冷却器

出口配管に可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統を介して、A－高圧注入ポンプの原子炉補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。

A－高圧注入ポンプは、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車及び代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・可搬型大型送水ポンプ車
- ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】）
- ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】）
- ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】）
- ・A－高圧注入ポンプ
- ・代替非常用発電機（2.14 電源設備【57条】）

非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

ディーゼル発電機及び原子炉格納容器並びに流路として使用する貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。

ディーゼル発電機、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」に記載する。

原子炉格納施設の原子炉格納容器については、「2.21 原子炉格納施設」に記載する。

可搬型温度計測装置については、「2.15 計装設備【58条】」に記載する。
流路として使用する非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」に記載する。

その他
設備

2.5.1.1 多様性及び独立性、位置的分散

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット及び主蒸気逃がし弁を使用した蒸気発生器2次側による炉心冷却は、タービン動補助給水ポンプを蒸気駆動とし、電動補助給水ポンプの電源を設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源である代替非常用発電機から給電でき、さらに主蒸気逃がし弁はハンドルを設け、手動操作とすることにより、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した最終ヒートシンクへの熱の輸送に対して、多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。

蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する補助給水系統及び主蒸気系統は、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した系統に対して多様性を持つ設計とする。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び補助給水ピットは原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプと異なる区画に設置し、循環水ポンプ建屋の原子炉補機冷却海水ポンプと異なる建屋に設置すること並びに蒸気発生器は原子炉格納容器内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

機器の多様性及び系統の独立並びに位置的分散によって、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した設計基準事故対処設備に対して重大事故等対処設備としての独立性を持つ設計とする。

電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14 電源設備【57条】」に記載する。

可搬型大型送水ポンプ車を使用した格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却は、可搬型大型送水ポンプ車を自冷式のディーゼル駆動とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した最終ヒートシンクへの熱の輸送に対して多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。また、ディーゼル発電機を使用した電源に対して多様性を持つ設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホース（屋外敷設用）等は、循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及びディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機と屋外の離れた位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車の接続箇所は、原子炉建屋内の異なる区画に複数箇所設置し、異なる建屋面から接続できる設計とする。

格納容器内自然対流冷却に使用するC、D一格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内に設置することで、循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及びディーゼル発電機建屋のディーゼル発電機と、位置的分散を図る設計とする。

A－高圧注入ポンプは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。

A－高圧注入ポンプは、原子炉補助建屋に設置することで、原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及び循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプと、位置的分散を図る設計とする。

2.5.1.2 悪影響防止

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気管及び蒸気発生器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

格納容器内自然対流冷却に使用するC、D－格納容器再循環ユニットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに固縛等によって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替補機冷却に使用するA－高圧注入ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

2.5.2 容量等

基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における蒸気発生器2次側による炉心冷却として使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器は、設計基準事故時の蒸気発生器2次側による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系統を冷却するために必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における蒸気発生器2次側による炉心冷却として使用する補助給水ピットは、蒸気発生器への注水量に対し、淡水又は海水を補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量を有する設計とする。

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象時に格納容器内自然対流冷却として使用するC、D—格納容器再循環ユニットは、重大事故等時に崩壊熱による原子炉格納容器内の温度及び圧力の上昇に対して、格納容器再循環ユニットに海水を通水することで、格納容器内自然対流冷却の圧力損失を考慮しても原子炉格納容器内の温度及び圧力を低下させることができる容量を有する設計とする。

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合に、代替補機冷却として原子炉補機冷却水系統から海水を直接供給されるA—高圧注入ポンプは、設計基準事故時の非常用炉心冷却設備として原子炉格納容器に溜まった水を1次冷却系統に注水する設備と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系統を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

可搬型大型送水ポンプ車は、重大事故等時において格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却として同時に使用した場合に必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する設計とする。

設備仕様については、第5.10.1表及び第5.10.2表に示す。

2.5.3 環境条件等

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット及び主蒸気逃がし弁は、重大事故等時における原子炉建屋内の環境条件を考慮した設計とする。

電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの操作は中央制御室から可能な設計とする。

主蒸気逃がし弁の操作は設置場所での手動ハンドル操作により可能な設計とする。

主蒸気管は、重大事故等時における原子炉格納容器内及び原子炉建屋内の環境条件を考慮した設計とする。

蒸気発生器及びC、D－格納容器再循環ユニットは、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。

A－高圧注入ポンプは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、蒸気発生器、C、D－格納容器再循環ユニット及びA－高圧注入ポンプは、代替水源として海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。また、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

2.5.4 操作性及び試験・検査性について

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

(1) 操作性の確保

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット及び主蒸気逃がし弁を使用した蒸気発生器2次側により炉心冷却する系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。

主蒸気逃がし弁は、現場操作も可能となるように手動ハンドルを設け、常設の踏み台を用いて、現場で人力により確実に操作できる設計とする。

電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。

C、D-格納容器再循環ユニット及び可搬型大型送水ポンプ車を使用した格納容器内自然対流冷却を行う系統並びに可搬型大型送水ポンプ車を使用したA-高圧注入ポンプへの代替補機冷却を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替えられる設計とする。A-高圧注入ポンプは、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。

A-高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計とともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車とA、D-原子炉補機冷却水冷却器出口配管との接続口については、接続口をフランジ接続とし、可搬型ホースを一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車は、付属の操作器等により現場での操作が可能な設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車は、屋外のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。

(2) 試験・検査

蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する系統（電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、補助給水ピット、蒸気発生器及び主蒸気管）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁は、分解が可能な設計とする。

補助給水ピットは、内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。また、有効水量が確認できる設計とする。

蒸気発生器は、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。

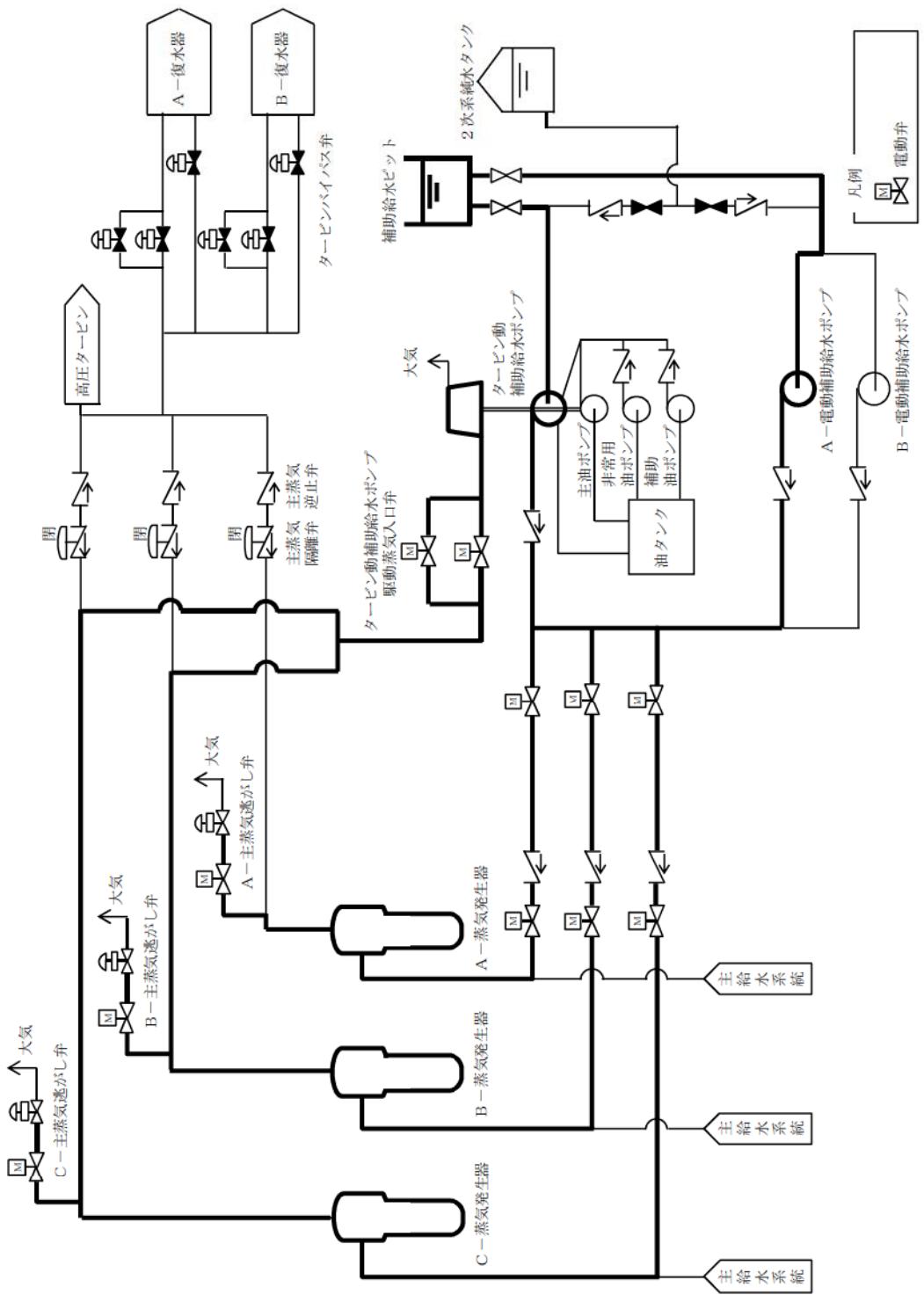
格納容器内自然対流冷却又は代替補機冷却に使用する系統（C、D－格納容器再循環ユニット及びA－高圧注入ポンプ）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認ができる系統設計とする。

また、C、D－格納容器再循環ユニットは、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。

A－高圧注入ポンプは、分解が可能な設計とする。

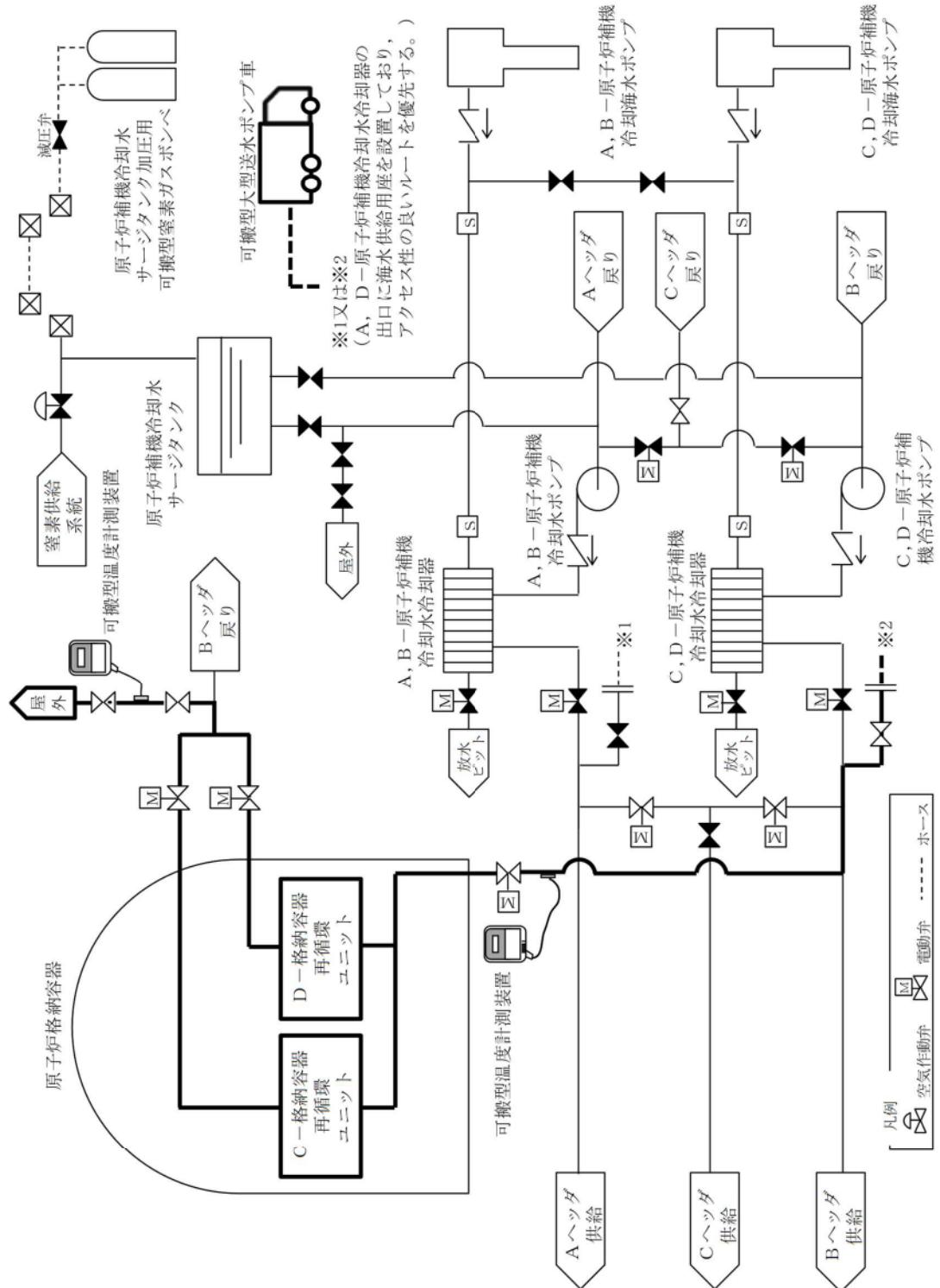
格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却に使用する系統（可搬型大型送水ポンプ車）は、独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。

また、可搬型大型送水ポンプ車は、分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とともに、外観の確認が可能な設計とする。

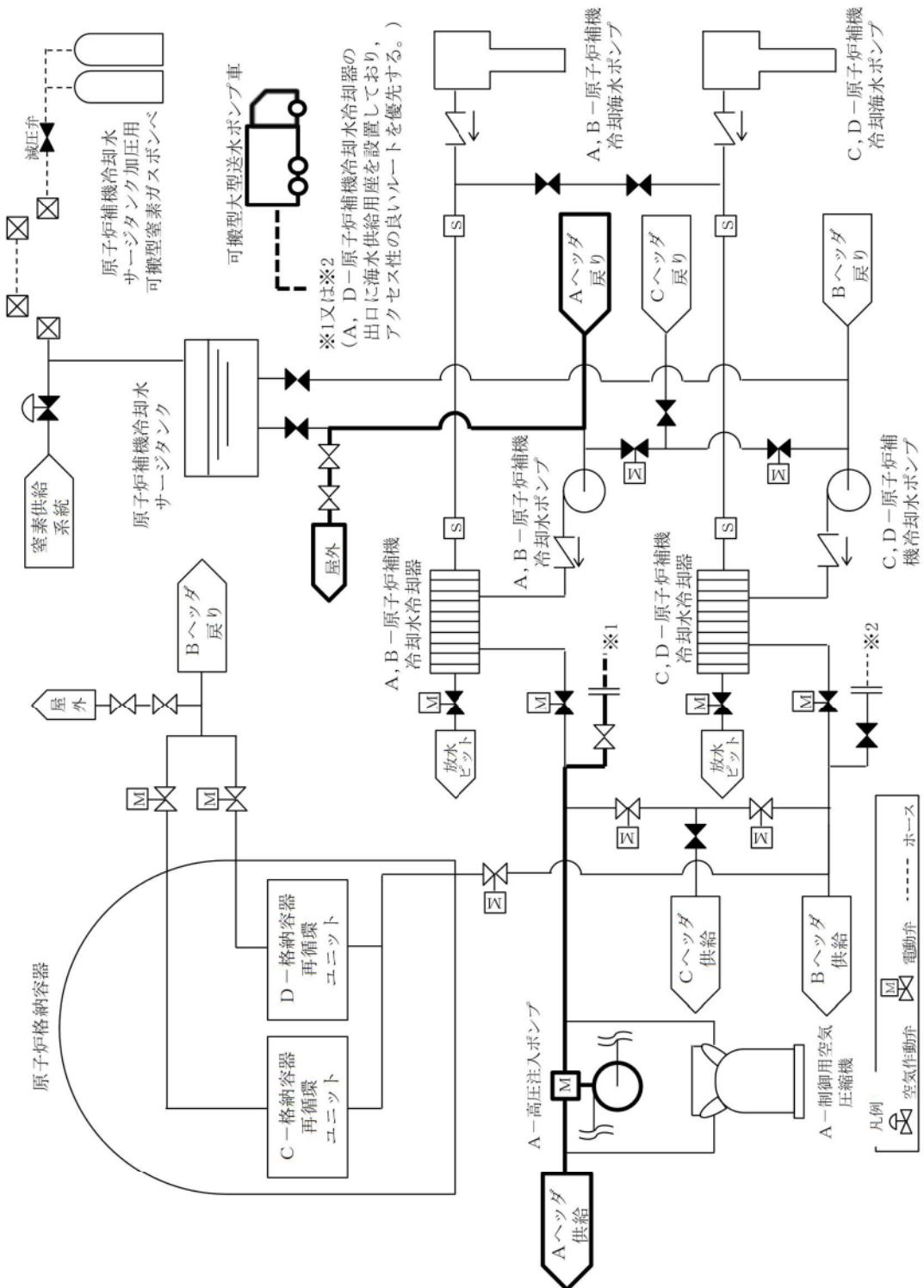


第 5.10.1 図 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

概略系統図 (1) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却



第 5.10.2 図 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
概略系統図 (2) 格納容器内自然対流冷却



第 5.10.3 図 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

概略系統図 (3) 代替補機冷却

第 1.5.1 表 : 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
(フロントライン系機能喪失時) (1 / 2)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備	設備 分類 ＊10	整備する手順書	手順の分類
フロントライン系機能喪失時	原子炉補機冷却 海水ポンプ 又は 原子炉補機冷却水ポンプ	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	電動補助給水ポンプ * 1	重大事故等 対処設備	a, b	原子炉補機冷却機能喪失時の対応手順等 炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
			タービン動補助給水ポンプ			
			補助給水ピット			
			蒸気発生器			
			電動主給水ポンプ			
			脱気器タンク			
			S G 直接給水用高圧ポンプ * 1 * 2			
			補助給水ピット			
			可搬型大型送水ポンプ車 * 2 * 7			
			可搬型大型送水ポンプ車 * 2 代替給水ピット			
可搬型大型送水ポンプ車 * 2 原水槽 * 8 2次系純水タンク * 8 ろ過水タンク * 8						
炉心冷却器(2次側による蒸気放放出)	主蒸気逃がし弁(現場手動操作) * 3	多様性拡張設備 重大事故等 対処設備	a, b	原子炉補機冷却機能喪失時の対応手順等 炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書		
	タービンバイパス弁					
	所内用空気圧縮機					
	主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベ * 3					
	A - 制御用空気圧縮機(海水冷却) * 2 * 3					
蒸気発生器アンドブリード(2次側の自然対流冷却)	可搬型大型送水ポンプ車	多様性拡張設備	a			
	可搬型大型送水ポンプ車 * 6 * 7					
自然対流冷却	C, D - 格納容器再循環ユニット * 4	重大事故等 対処設備	a, b			
	可搬型大型送水ポンプ車					
	可搬型温度計測装置 * 4					
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 * 5					
	可搬型タンクローリー * 5 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ * 5 * 9					

* 1 : ディーゼル発電機等により給電する。

* 2 : 手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

* 3 : 手順は「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」にて整備する。

* 4 : 手順は「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

* 5 : 可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給に使用する。燃料補給の手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

* 6 : 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード時は、主蒸気ドレンラインを使用する。

* 7 : 可搬型大型送水ポンプ車により海水を蒸気発生器へ注水する。

* 8 : 原水槽への補給は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。

* 9 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯油槽からの燃料汲み上げができない場合に使用する。

* 10 : 重大事故対策において用いる設備の分類
a : 当該条文に適合する重大事故等対処設備
b : 37条に適合する重大事故等対処設備
c : 自主的対策として整備する重大事故等対処設備

第 1.5.1 表 : 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
(フロントライン系機能喪失時) (2/2)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備	設備 分類 * 7	整備する手順書	手順の分類
フロントライン系機能喪失時	原子炉補機冷却 海水ポンプ 又は 原子炉補機冷却水ポンプ	可搬 よ型 る大 代型 替送 補水 機ボ 冷 却 ブ 車	可搬型大型送水ポンプ車	重大 事 故 等	a, b	原子炉補機冷却機能喪失 時の対応手順等 炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽 * 4		a	
			可搬型タンクローリー * 4		a, b	
			ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ * 4 * 6			
			A - 高圧注入ポンプ (海水冷却) * 1 * 5			
		可搬 型 容 量 に 海 水 送 水	可搬型大型送水ポンプ車	拡 多 様 性 能 性 備		
			A - 制御用空気圧縮機 (海水冷却) * 1 * 2 * 3			
			可搬型大容量海水送水ポンプ車			
			余熱除去ポンプ * 1	多 様 性 拡 張 設 備		
			原子炉補機冷却水ポンプ * 1			
			原子炉補機冷却水冷却器			

* 1 : ディーゼル発電機等により給電する。

* 2 : 手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

* 3 : 手順は「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」にて整備する。

* 4 : 可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給に使用する。燃料補給の手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

* 5 : 手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

* 6 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯油槽からの燃料汲み上げができない場合に使用する。

* 7 : 重大事故対策において用いる設備の分類
a : 当該条文に適合する重大事故等対処設備 b : 37条に適合する重大事故等対処設備 c : 自主的対策として整備する重大事故等対処設備

第 1.5.2 表：機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
(サポート系機能喪失時) (1 / 2)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備	設備 分類 ＊9	整備する手順書	手順の分類	
サポート系 機能喪失時	全交流動力電源 * 1	蒸気発生器 2次側による 炉心冷却 (注水)	電動補助給水ポンプ 代替非常用発電機 * 1 タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 蒸気発生器 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 * 3 可搬型タンクローリー * 3 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ * 3 * 8	重大 事故等 対処 設備	a	全交流動力電源喪失時に おける対応手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
			S G 直接給水用高圧ポンプ * 2 補助給水ピット 可搬型大型送水ポンプ車 * 2 * 6 可搬型大型送水ポンプ車 * 2 代替給水ピット 可搬型大型送水ポンプ車 * 2 原水槽 * 7 2次系純水タンク * 7 ろ過水タンク * 7		a , b		
			多様性拡張設備	多 樣 性 擴 張 設 備	a		
			主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) * 4		a , b		
			主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベ * 4 A-制御用空気圧縮機 (海水冷却) * 2 * 4 可搬型大型送水ポンプ車				
		蒸 気 発 生 器 (2 次 蒸 気 放 出) による	可搬型大型送水ポンプ車 * 5 * 6	重大 事故等 対 処 設備	重 大 事 故 等 對 処 設 備	全交流動力電源喪失時に おける対応手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
		蒸 気 ブ リ ー 生 器 ア 2 ド ン 次 ド 側 の					

* 1 : 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

* 2 : 手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

* 3 : 代替非常用発電機の燃料補給に使用する。燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

* 4 : 手順は「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」にて整備する。

* 5 : 蒸気発生器 2 次側のフィードアンドブリード時は、主蒸気ドレンラインを使用する。

* 6 : 可搬型大型送水ポンプ車により海水を蒸気発生器へ注水する。

* 7 : 原水槽への補給は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。

* 8 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯油槽からの燃料汲み上げができない場合に使用する。

* 9 : 重大事故対策において用いる設備の分類
a : 当該条文に適合する重大事故等対処設備 b : 37条に適合する重大事故等対処設備 c : 自主的対策として整備する重大事故等対処設備

第 1.5.2 表：機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
(サポート系機能喪失時) (2 / 2)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備	設備 分類 ＊9	整備する手順書	手順の分類	
サポート系機能喪失時	全交流動力電源 * 1	自然格納容器対流冷却	C, D - 格納容器再循環ユニット * 3 可搬型大型送水ポンプ車 可搬型温度計測装置 * 3 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 * 2 可搬型タンクローリー * 2 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ * 2 * 8	重大事故等対処設備	a, b	全交流動力電源喪失時に おける対応手順	
			a				
			可搬型大型送水ポンプ車 A - 高圧注入ポンプ（海水冷却）* 4 代替非常用発電機 * 1 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 * 2 * 7	重大事故等対処設備	a, b		
			可搬型タンクローリー * 2 * 7 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ * 2 * 7 * 8				
			可搬型大型送水ポンプ車 A - 制御用空気圧縮機（海水冷却）* 5 * 6		a		
		可搬型代替ポンプ大容量海水送水機による冷却	可搬型大容量海水送水ポンプ車 余熱除去ポンプ	拡多様性拡張設備	a	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	
			原子炉補機冷却水ポンプ				
			原子炉補機冷却水冷却器	多様性拡張設備	c		

* 1 : 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

* 2 : 可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給に使用する。燃料補給の手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

* 3 : 手順は「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

* 4 : 手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

* 5 : 手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

* 6 : 手順は「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」にて整備する。

* 7 : 代替非常用発電機の燃料補給に使用する。燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

* 8 : ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯油槽からの燃料汲み上げができない場合に使用する。

* 9 : 重大事故対策において用いる設備の分類
a : 当該条文に適合する重大事故等対処設備 b : 37条に適合する重大事故等対処設備 c : 自主的対策として整備する重大事故等対処設備

表 2.5-1 常設重大事故等対処設備仕様

(1) 電動補助給水ポンプ

兼用する設備は以下のとおり。

- ・給水設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

型 式	うず巻形
台 数	2
容 量	約90m ³ /h (1台当たり)
揚 程	約900m
本 体 材 料	ステンレス鋼

(2) タービン動補助給水ポンプ

兼用する設備は以下のとおり。

- ・給水設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

型 式	うず巻形
台 数	1
容 量	約115m ³ /h
揚 程	約900m
本 体 材 料	ステンレス鋼

(3) 補助給水ピット

兼用する設備は以下のとおり。

- ・給水設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
- ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

型 式	ライニング槽（取水部堀込付き）
基 数	1
容 量	約660m ³
ライニング材料	ステンレス鋼
位 置	原子炉建屋 T.P. 24.8m

(4) 主蒸気逃がし弁

兼用する設備は以下のとおり。

- ・主蒸気設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

型 式	空気作動式
個 数	3
口 径	6B
容 量	約180t/h（1個当たり）
最高使用圧力	7.48MPa[gage] 約8.0MPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）
最高使用温度	291°C 約348°C（重大事故等時における使用時の値）
本 体 材 料	炭素鋼

(5) 蒸気発生器

兼用する設備は以下のとおり。

- ・1次冷却設備（通常運転時等）
- ・1次冷却設備（重大事故等時）
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

型 式	たて置U字管式熱交換器型（流量制限器内蔵）
基 数	3
胴側最高使用圧力	7.48MPa[gage] 約8.0MPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）
胴側最高使用温度	291°C 約348°C（重大事故等時における使用時の値）
管側最高使用圧力	17.16MPa[gage] 約18.6MPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）
管側最高使用温度	343°C 約360°C（重大事故等時における使用時の値）
1次冷却材流量	約 20.2×10^3 m ³ /h（1基当たり）
主蒸気運転圧力（定格出力時）	約7.48MPa[gage]
主蒸気運転温度（定格出力時）	約291°C
蒸気発生量（定格出力時）	約 1.73×10^6 kg/h（1基当たり）
出口蒸気湿り度	0.25%以下
伝 热 面 積	約5,060m ² （1基当たり）
伝 热 管 本 数	3,386本（1基当たり）
伝 热 管 外 径	約22.2mm
伝 热 管 厚 さ	約1.3mm
胴部内径(上部)	約4.3m
胴部内径(下部)	約3.3m
全 高	約21m
材 料	
本 体	低合金鋼
伝 热 管	ニッケル・クロム・鉄合金
管板肉盛り	ニッケル・クロム・鉄合金
水室肉盛り	ステンレス鋼

(6) 主蒸気管

兼用する設備は以下のとおり。

- ・主蒸気設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

管 外 径	約762mm
管 厚	約32mm
最高使用圧力	7.48MPa [gage]
	約8.0MPa [gage] (重大事故等時における使用時の値)
最高使用温度	291°C
	約348°C (重大事故等時における使用時の値)
材 料	炭素鋼

(7) 格納容器再循環ユニット

兼用する設備は以下のとおり。

- ・換気空調設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

型 式	原子炉補機冷却水冷却コイル内蔵型
基 数	2 (格納容器内自然対流冷却時C, D号機使用)
伝 热 容 量	約7.6MW (1基当たり)
最高使用圧力	
管 側	1.4MPa [gage]
最高使用温度	
管 側	95°C
	約163°C (重大事故等時における使用時の値)

(8) 高圧注入ポンプ

兼用する設備は以下のとおり。

- ・非常用炉心冷却設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

型 式	うず巻形
台 数	1 (代替補機冷却時A号機使用)
容 量	約280m ³ /h
最高使用圧力	16.7MPa [gage]
最高使用温度	150°C
揚 程	約950m
本 体 材 料	炭 素 鋼

表 2.5-2 可搬型重大事故等対処設備仕様

(1) 可搬型大型送水ポンプ車

兼用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

型 式	うず巻形
台 数	4 (予備 2)
容 量	約300m ³ /h (1台当たり)
吐 出 圧 力	約1.3MPa [gage]

位置的分散	55
2.5.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針.....	58
2.5.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針.....	58
(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）.....	58
(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）.....	59
(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）.....	60
(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）.....	61
(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）.....	62
(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）.....	63
2.5.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針.....	64
(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）.....	64
(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）.....	64
(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）.....	65

2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】

【設置許可基準規則】

(最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)

第四十八条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設けなければならない。

（解釈）

1 第48条に規定する「最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。

- a) 炉心の著しい損傷等を防止するため、重大事故防止設備を整備すること。
- b) 重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備に対して、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること。
- c) 取水機能の喪失により最終ヒートシンクが喪失することを想定した上で、BWRにおいては、サプレッションプールへの熱の蓄積により、原子炉冷却機能が確保できる一定の期間内に、十分な余裕を持って所内車載代替の最終ヒートシンクシステム(UHSS)の繋ぎ込み及び最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができること。加えて、残留熱除去系(RHR)の使用が不可能な場合について考慮すること。

また、PWRにおいては、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁による2次冷却系からの除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができること。

- d) 格納容器圧力逃がし装置を整備する場合は、本規程第50条3b)に準ずること。また、その使用に際しては、敷地境界での線量評価を行うこと。

2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

2.5.1 設置許可基準規則第48条への適合方針

設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、以下の対策及び設備を設ける。

（1）格納容器内自然対流冷却（設置許可基準規則解釈の第1項a），b）

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象時を想定した重大事故等対処設備

（格納容器内自然対流冷却）として、格納容器換気空調設備のうち格納容器再循環装置のC，D－格納容器再循環ユニット、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型温度計測装置、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。

海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、A，D－原子炉補機冷却水冷却器出口配管に可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統を介して、C，D－格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給できる設計とする。C，D－格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動動作するダクト開放機構を有し、重大事故等時において原子炉格納容器の設計基準対象施設としての最高使用温度以下にて確実に開放することで格納容器内自然対流冷却ができる設計とする。また、可搬型温度計測装置は、C，D－格納容器再循環ユニット冷却水入口及び出口配管に取付け、冷却水温度を監視することにより、C，D－格納容器再循環ユニットを使用した格納容器内自然対流冷却の状態を確認できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。

当該設備は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプに対する多重性又は多様性及び独立性、位置的分散を図った設計とする（当該設備の設計基準事故対処設備に対する多様性及び独立性、位置的分散については2.5.2.1.3項に詳細を示す。）。

（2）代替補機冷却（設置許可基準規則解釈の第1項a），b）

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替補機冷却）として、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。

海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、A，D－原子炉補機冷却水冷却

器出口配管に可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統を介して、A－高圧注入ポンプの補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。

全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替補機冷却）として、可搬型大型送水ポンプ車、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。

海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、A、D－原子炉補機冷却水冷却器出口配管に可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統を介して、A－高圧注入ポンプの補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。A－高圧注入ポンプは、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車及び代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。

当該設備は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプに対する多重性又は多様性及び独立性、位置的分散を図った設計とする（当該設備の設計基準事故対処設備に対する多様性及び独立性、位置的分散については2.5.2.2.3項に詳細を示す。）。

(3) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（設置許可基準規則解釈の第1項a）、
b)、c))

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、給水設備のうち補助給水設備の電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット、主蒸気設備の主蒸気逃がし弁並びに1次冷却設備の蒸気発生器を使用する。

補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水できる設計とする。また、主蒸気逃がし弁は、現場で人力による操作ができることで、蒸気発生器2次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。

全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）として、給水設備のうち補助給水設備の電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット、主蒸気設備の主蒸気逃がし弁並びに1次冷却設備の蒸気発生器を使用する。

補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水できる設計とする。また、主蒸気逃がし弁は、現場での人力による操作ができることで、蒸気発生器2次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。全交流動力電源喪失時においても電動補助給水ポンプは代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。

当該設備は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプに対する多重性又は多様性及び独立性、位置的分散を図った設計とする（当該設備の設計基準事故対処設備に対する多様性及び独立性、位置的分散については2.5.2.3.3項に詳細を示す。）。

（4）多様性拡張設備の整備

設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するための多様性拡張設備として、以下を整備する。

（i）電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水

補助給水ポンプが使用できない場合に、脱気器タンク水を電動主給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。

（ii）SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水

補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプが使用できない場合、補助給水ピット水をSG直接給水用高圧ポンプにより蒸気発生器へ注水する。

（iii）海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水

補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa [gage]まで低下している場合、可搬型大型送水ポンプ車により海水を蒸気発生器へ注水する。

（iv）代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水

補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa [gage]まで低下している場合、可搬型大型送水ポンプ車により代替給水ピットから蒸気発生器へ注水する。

(v) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水

補助給水ポンプが使用できず、さらに電動主給水ポンプ及びSG直接給水用高圧ポンプが使用できず、かつ主蒸気ライン圧力が約1.3MPa[gage]まで低下している場合、可搬型大型送水ポンプ車により原水槽から蒸気発生器へ注水する。

(vi) タービンバイパス弁による蒸気放出

主蒸気逃がし弁による蒸気発生器からの蒸気放出ができない場合に、タービンバイパス弁を中心制御室で開操作し、蒸気発生器からの蒸気放出を行う。

(vii) 所内用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、制御用空気圧縮機の運転ができない場合に、所内用空気圧縮機による代替制御用空気を供給する。

また、代替制御用空気が主蒸気逃がし弁へ供給された場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。

(viii) 主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ボンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復

制御用空気が喪失した場合、主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ボンベにより駆動源を確保し、主蒸気逃がし弁を操作する。

(ix) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたAー制御用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気逃がし弁の機能回復

制御用空気が喪失した場合、可搬型大型送水ポンプ車によるAー制御用空気圧縮機へ補機冷却水（海水）を通水して機能を回復する。

(x) 可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却手段によって原子炉を冷却した後に、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車を使用した蒸気発生器への注水による蒸気発生器2次側フィードアンドブリードを行う。

(xi) 可搬型大型送水ポンプ車によるAー制御用空気圧縮機（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、可搬型大型送水ポンプ車によりAー制御用空気圧縮機へ補機冷却水（海水）を通水し、Aー制御用空気圧縮機の機能を回復する。

(xii) 補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却

原子炉補機冷却海水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、可搬型大容量海水送水ポンプ車を使用し、補機冷却水を冷却することにより、余熱除去系を運転し低温停止へ移行する。

2.5.2 重大事故等対処設備

2.5.2.1 格納容器内自然対流冷却

2.5.2.1.1 設備概要

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、1次冷却材喪失事象が発生した場合、可搬型大型送水ポンプ車を用いてC, D-格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。

また、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、格納容器内において発生した熱を最終ヒートシンクへ輸送する必要がある場合は、可搬型大型送水ポンプ車での格納容器内自然対流冷却を行う。

本系統の系統概要図を図2.5-1に、重大事故等対処設備一覧を表2.5-1に示す。

原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、1次冷却材喪失事象が発生した場合、可搬型大型送水ポンプ車を配置、接続し、C, D-格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、C, D-格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、C, D-格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力及び温度の低下等により、格納容器内が冷却状態であることを確認する。

全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、可搬型大型送水ポンプ車を配置、接続し、C, D-格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、C, D-格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、C, D-格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力及び温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。

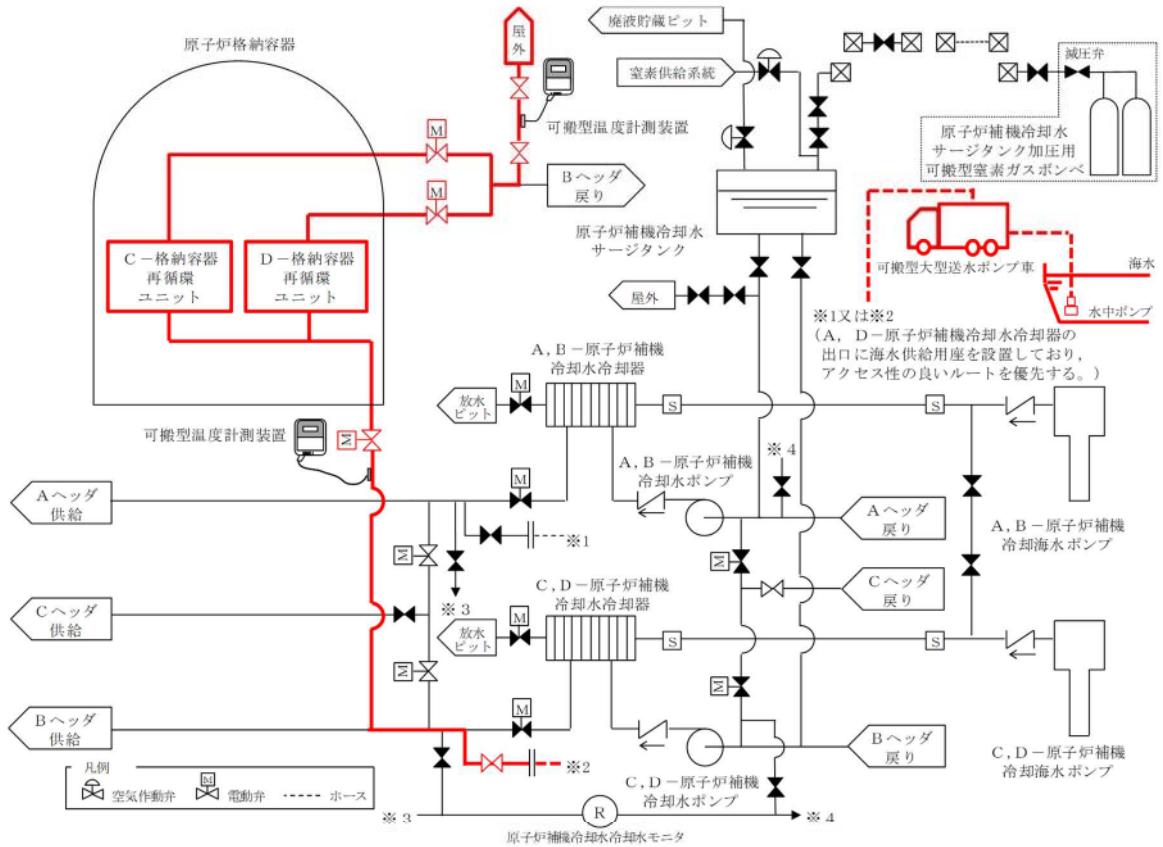


図2.5-1 格納容器内自然対流冷却

表2.5-1 格納容器内自然対流冷却に関する重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	C, D－格納容器再循環ユニット【常設】 ^{*1, 2} 可搬型大型送水ポンプ車【可搬】 ^{*1, 2}
付属設備	原子炉格納容器【常設】 ^{*1, 2}
水源	海 ^{*1, 2}
流路	原子炉補機冷却水系 配管・弁【常設】 ^{*1, 2} 貯留堰【常設】 ^{*1, 2} 取水口【常設】 ^{*1, 2} 取水路【常設】 ^{*1, 2} 取水ピットスクリーン室【常設】 ^{*1, 2} 取水ピットポンプ室【常設】 ^{*1, 2} 可搬ホース【可搬】 ^{*1, 2}
注水先	—
電源設備 ^{*3}	ディーゼル発電機【常設】 ^{*1} 代替非常用発電機【常設】 ^{*2} ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ^{*1, 2} ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ^{*1, 2} 可搬型タンクローリー【可搬】 ^{*1, 2}
計装設備 ^{*4}	原子炉格納容器圧力 ^{*1, 2} 格納容器内温度 ^{*1, 2} 格納容器圧力（AM用） ^{*1, 2} 可搬型温度計測装置 ^{*1, 2}
計装設備（補助） ^{*4}	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 ^{*1} A, B－原子炉補機冷却水供給母管流量 ^{*1} 6-A, B母線電圧 ^{*2}

*1：最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に使用する。

*2：全交流動力電源が喪失した場合に使用する。

*3：単線結線図を補足説明資料48-6に示す。

電源設備については「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。

*4：計装設備については「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。

2.5.2.1.2 主要設備の仕様

主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 格納容器再循環ユニット

型	式	原子炉補機冷却水冷却コイル内蔵型
基	数	2 (格納容器内自然対流冷却時C, D号機使用)
伝熱容量		約7.6MW (1基当たり)
最高使用圧力		
管側		1.4MPa [gage]
最高使用温度		
管側		95°C
		約163°C (重大事故等時における使用時の値)

(2) 可搬型大型送水ポンプ車

型	式	うず巻形
台	数	4 (予備2)
容	量	約300m ³ /h (1台当たり)
吐出圧力		約1.3MPa [gage]

2.5.2.1.3 重大事故等対処設備(格納容器内自然対流冷却)の多様性及び独立性、位置的分散

重大事故等対処設備(格納容器内自然対流冷却)は、共通要因によって設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.5-2に示すとおり多様性、位置的分散を図った設計とする。

重大事故等対処設備(格納容器内自然対流冷却)と原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプは、表2.5-3に示すとおり地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車を使用した格納容器内自然対流冷却は、可搬型大型送水ポンプ車を自冷式のディーゼル駆動とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した最終ヒートシンクへの熱の輸送に対して多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。また、ディーゼル発電機を使用した電源に対して多様性を持つ設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホース(屋外敷設用)等は、循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及びディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機と屋外の離れた位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車の接続箇所は、原子炉建屋内の異なる区画に複数箇所設置し、異なる建屋面から接続できる設計とする。

格納容器内自然対流冷却に使用するC, D一格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内に設置することで、循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及びディーゼル発電機建屋のディーゼル発電機と、位置的分散を図る設計とする。

表2.5-2 重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）の多様性
及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備
	補機冷却		格納容器内自然対流冷却
ポンプ	原子炉補機冷却 海水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車
	循環水ポンプ建 屋T. P. 10. 3m	原子炉建屋 T. P. 2. 3m	屋外
水源	海	—	海
	屋外	—	屋外
駆動電源	ディーゼル発電機		不要
	ディーゼル発電機建屋		—
駆動用空気	不要		不要
潤滑油	不要 (水潤滑)	不要 (内包油)	不要 (内包油)
冷却方式	自己冷却		自己冷却

表2.5-3 重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）の独立性

項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備
	原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備	格納容器内自然対流冷却
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。
	津波	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備は、基準津波の影響を受けない循環水ポンプ建屋内及び原子炉建屋内に設置し、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）は、基準津波の影響を受けない51m倉庫車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)、展望台行管理道路脇西側60mエリア及び原子炉格納容器内に保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。
	火災	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備と、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。
	溢水	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備と、重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。

2.5.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針

2.5.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針

(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

格納容器内自然対流冷却に使用するC、D－格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.5-4に示す設計とする。

格納容器内自然対流冷却の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。

C、D－格納容器再循環ユニットは、代替水源として海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。

格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、屋外の51m倉庫車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)、展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、3号炉取水ピットスクリーン室近傍に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.5-4に示す設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。また、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

表2.5-4 想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	各設備の設置場所（原子炉格納容器、屋外）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	C、D一格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内に設置するため、天候による影響は受けない。 可搬型大型送水ポンプ車は、降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統への影響	海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。 可搬型大型送水ポンプ車は、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。 可搬型大型送水ポンプ車は、固縛等による固定が可能な設計とする。
風（台風）・積雪	C、D一格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。 可搬型大型送水ポンプ車は、屋外に設置するため、屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

格納容器内自然対流冷却は、表2.5-5に示す通りC, D－格納容器再循環ユニットへ海水を供給するため原子炉補機冷却水系統の系統構成を行い、可搬型大型送水ポンプ車を海水取水箇所へ設置し、原子炉補機冷却水系統とホースによる接続を行う。その後、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、C, D－格納容器再循環ユニットへ海水を供給することで格納容器の自然対流冷却を行う。

可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能であり屋外のアクセスルートを通行して設置場所である3号炉取水ピットスクリーン室近傍までアクセスできる設計とともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車は、付属の操作器等により現場での操作が可能な設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車とA, D－原子炉補機冷却水冷却器出口配管との接続口については、接続口をフランジ接続とし、可搬型ホースを一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車とホースの接続作業に当たっては、特殊な工具及び技量を必要としない、簡便な接続方式であるはめ合い構造及びねじ構造とし、一般的な工具等を使用することにより、確実に接続が可能な設計とする。

中央制御室の制御盤の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。

現場での操作は、想定される重大事故等が発生した場合において、設置場所の環境条件（被ばく影響等）を考慮の上、誤操作防止のため名称等により識別可能とすることで、操作者の操作性及び監視性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで確実に手動操作可能な設計とする。

D－原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S A対策)	全閉→全開	原子炉建屋 2.3m	現場	手動操作	—
D－原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水出口弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源
C, D－格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン止め弁 (S A対策)	全閉→全開	原子炉建屋 17.8m	現場	手動操作	—
C, D－格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン絞り弁 (S A対策)	全閉→調整開	原子炉建屋 17.8m	現場	手動操作	—

(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）

(i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

格納容器内自然対流冷却に使用する系統（C, D－格納容器再循環ユニット）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認ができる系統設計とする。

また、C, D－格納容器再循環ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。

格納容器内自然対流冷却使用する系統（可搬型大型送水ポンプ車）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。

また、可搬型大型送水ポンプ車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とするとともに、外観の確認が可能な設計とする。

格納容器内自然対流冷却に必要な操作対象機器（表2.5-5）のうち電動弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に開閉動作の確認ができる設計とする。

表2.5-6に格納容器内自然対流冷却の試験及び検査を示す。

表 2.5-6 格納容器内自然対流冷却の試験及び検査

発電用原子炉 の状態	項目	内容
運転中又は 停止中	機能・性能試 験	運転性能、漏えいの確認 車両運転状態の確認
	分解点検	機器を分解し、各部の状態を目視等で確認
	開放点検	機器を開放し、各部の状態を目視等で確認
	外観点検	機器外観の確認
	開閉試験	弁開閉動作の確認

(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）

(i) 要求事項

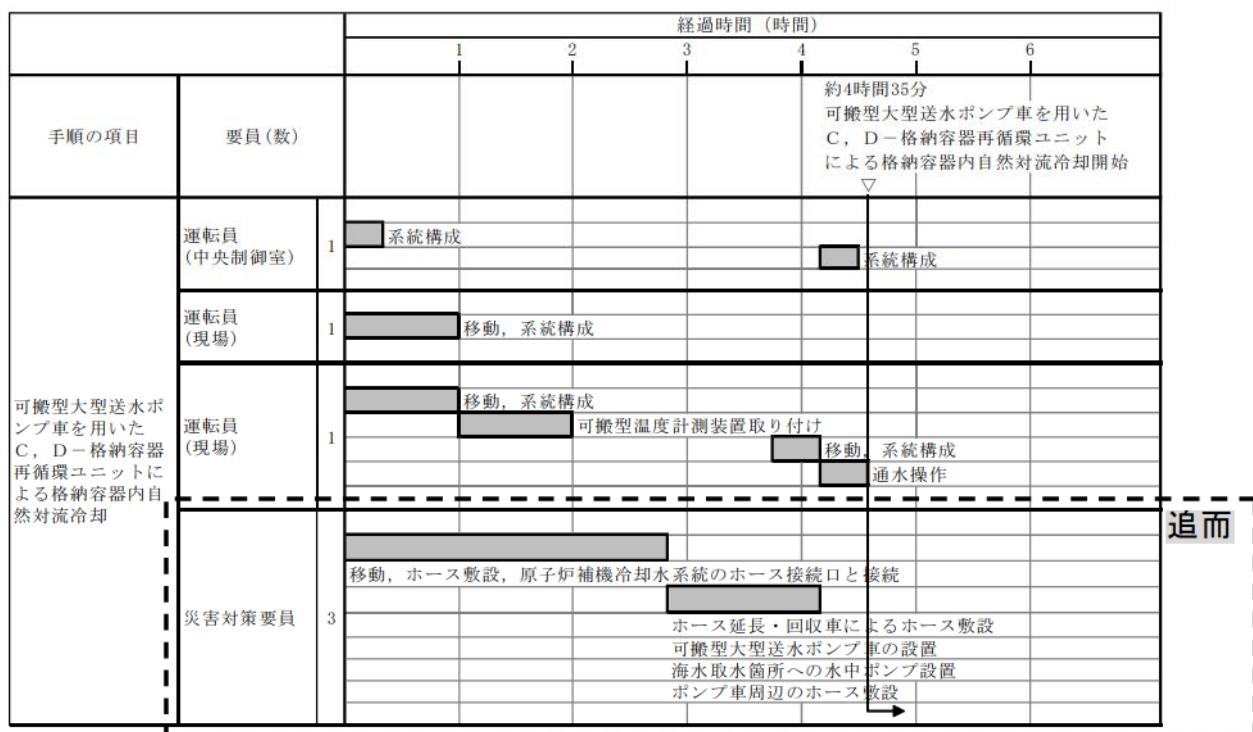
本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

格納容器内自然対流冷却は、可搬型大型送水ポンプ車により海水を原子炉補機冷却水系統に注水するために、系統構成を切替える必要があることから、切替えに必要な弁を設ける。操作に必要な機器を原子炉補機冷却水系統に海水を注水するための切替操作を含めて表2.5-5に示す。

C, D-格納容器再循環ユニット及び可搬型大型送水ポンプ車を使用した格納容器内自然対流冷却を行う系統は、図2.5-2のタイムチャートに示す通り通常時の系統から弁操作等による速やかに切替えを含めて機能確立が可能な設計とする。



追而理由【3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定変更】
以降の「追而」標記の追而理由は、上記と同様であることから省略する。

図2.5-2 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 タイムチャート*

※：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」で示すタイムチャート

(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

格納容器内自然対流冷却に使用するC, D-格納容器再循環ユニットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、通常時に接続先の原子炉補機冷却水系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としてC, D—格納容器再循環ユニットへ海水を供給する系統構成をすること並びに固縛用アンカー等によって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。取合系統との隔離弁を表2.5-7に示す。

可搬型大型送水ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

表 2.5-7 格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車の通常時の取合系統との隔離弁

取合系統	系統隔離弁	駆動方式	状態
原子炉補機冷却水系統	A—原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S A 対策)	手動操作	通常時閉
	D—原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S A 対策)	手動操作	通常時閉

(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがある設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）の操作に必要な機器及び弁の設置場所及び操作場所を表2.5-5に示す。

重大事故等対処設備（格納容器内自然対流冷却）の操作に使用する弁の操作は、遠隔操作又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋内で行うことから、遠隔操作する場合は、中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。原子炉建屋及び原子炉補助建屋内で操作する場合は、遮蔽の設置及び線源からの離隔距離により、放射線量が高くなる恐れの少ない場所を選定し、使用場所で操作可能な設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車の操作は、屋外で操作するが、設置場所及び操作場所の放射線量が高くなるおそれがないため操作が可能である。

2.5.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針

(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象時における格納容器内自然対流冷却として使用するC, D－格納容器再循環ユニットは、重大事故等時に崩壊熱による原子炉格納容器内の温度及び圧力の上昇に対して、格納容器再循環ユニットに海水を通水することで、格納容器内自然対流冷却の圧力損失を考慮しても原子炉格納容器内の温度及び圧力を低下させることができ容量7.6MW/個を有する設計とする。

(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）

(i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

格納容器内自然対流冷却に使用する重大事故等対処設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）

(i) 要求事項

常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

C, D－格納容器再循環ユニット及び可搬型大型送水ポンプ車を用いた格

を有する設計として、各系統の必要な流量を1台で確保可能な $187.5\text{m}^3/\text{h}$ 以上の容量を有する設計とする。

格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、格納容器内自然対流冷却として使用する場合の水源（海）と供給先（原子炉補機冷却水系）の圧力差、静水頭、機器圧損並びに配管・ホース及び弁類圧損を考慮し、可搬型大型送水ポンプ車1台運転で格納容器内自然対流冷却に必要な流量を供給できる吐出圧力を確保可能な設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車は格納容器内自然対流冷却として1セット1台使用する。保有数は2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する設計とする。

なお、可搬型大型送水ポンプ車の同時使用を考慮した保有数としては、「代替炉心注水、使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットへのスプレイ、燃料取替用水ピットへの補給及び補助給水ピットへの補給」の注水設備及び水の供給設備として1台、また「Aー高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環、代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却」の熱を海へ輸送する設備との同時使用時には更に1台使用することから、1セット2台使用する。保有数は2セット4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する設計とする。

(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）

(i) 要求事項

常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車とA、Dー原子炉補機冷却水冷却器出口配管との接続口については、接続口をフランジ接続とし、可搬型ホースを一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる設計とする。

また、可搬型大型送水ポンプ車とホースとの接続は、ホースの口径を統一し、簡便な接続方式であるはめ合い及びねじ構造にすることにより、確実に接続が可能な設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車及びホースは、使用済燃料ピットへの注水及び使用済燃料ピットへのスプレイ並びに代替炉心注水、補助給水ピットへの補給及び燃料取替用水ピットへの補給並びに代替補機冷却及び格納容器内自然

対流冷却の各系統で相互に使用できるよう、接続口の口径及び規格を統一する設計とする。

(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）

(i) 要求事項

常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車の接続箇所は、重大事故等時の環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災の影響により接続できなくなることを防止するため、原子炉建屋内の異なる区画に2箇所設置し、異なる建屋面から接続できる設計とする。

(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがある設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、屋外で使用する設備であり、想定される重大事故等時における放射線を考慮しても、設置及びホースの接続作業が可能であると想定している。仮に放射線量が高い場合は、放射線量を測定し、線源からの離隔距離をとり放射線量が低い場所に設置すること等により、設備の設置を可能とする。

ホースは、屋外及び原子炉建屋内で使用する設備であり、作業に当たっては、放射線量を確認して、適切な放射線対策に基づき作業安全確保を確認した上で作業を実施する。

なお、ホースの接続作業は、簡便な接続方式であるはめ合い及びねじ構造にすることにより、確実に接続が可能な設計とする。また、接続口への接続は簡便なフランジ接続により一般的に使用される

工具を用いて確実に接続が可能な設計とする。

(5) 保管場所（設置許可基準規則第 43 条第3項第五号）

(i) 要求事項

地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホース（屋外敷設用）等は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備である循環水ポンプ建屋 T.P. 10.3m 以下の原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉建屋 T.P. 2.3m の原子炉補機冷却水ポンプ及びディーゼル発電機建屋 T.P10.3m のディーゼル発電機と位置的分散を図り、屋外の離れた位置となる、5 1 m 倉庫車庫エリア、2 号炉東側 3 1 m エリア(a)、2 号炉東側 3 1 m エリア(b)及び展望台行管理道路脇西側 6 0 m エリアに分散して保管する設計とする。

(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、5 1 m 倉庫車庫エリア、2 号炉東側 3 1 m エリア(a)、2 号炉東側 3 1 m エリア(b)、展望台行管理道路脇西側 6 0 m エリア、に分散して保管し、想定される重大事故等時においても、保管場所から設置場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数の屋外のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。

（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）

(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）

(i) 要求事項

重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.5-9に示すとおり、多様性、位置的分散を図る設計とする。

表2.5-9 多様性及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備
	原子炉補機冷却海水設備及び 原子炉補機冷却水設備		格納容器内自然体流冷却
ポンプ	原子炉補機冷却海 水ポンプ	原子炉補機冷 却水ポンプ	可搬型大型 送水ポンプ車
	循環水ポンプ建屋 T.P. 10.3m 以下	原子炉建屋 T.P. 2.3m	屋外 (51m 倉庫車庫エリア, 2号炉東側3 1m エリア(a), 2号炉東側31m エ リア(b), 展望台行管理道路脇西側6 0m エリア)
弁	—		—
熱交換器	原子炉補機冷却水冷却器		C, D-格納容器再循環ユニット
	原子炉建屋 T.P. 2.3m		原子炉格納容器 T.P. 40.3m
水源	海水	—	海水
	屋外 (取水ピットポン プ室)	—	屋外 (取水ピットスクリーン室)
駆動 電源	ディーゼル発電機		不要 (ディーゼルエンジン)
	ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m		屋外
駆動用 空気	不要		不要
潤滑油	不要 (水潤滑)	不要 (内包油)	不要 (内包油)
冷却 方式	不要 (自己冷却)		不要 (自己冷却)

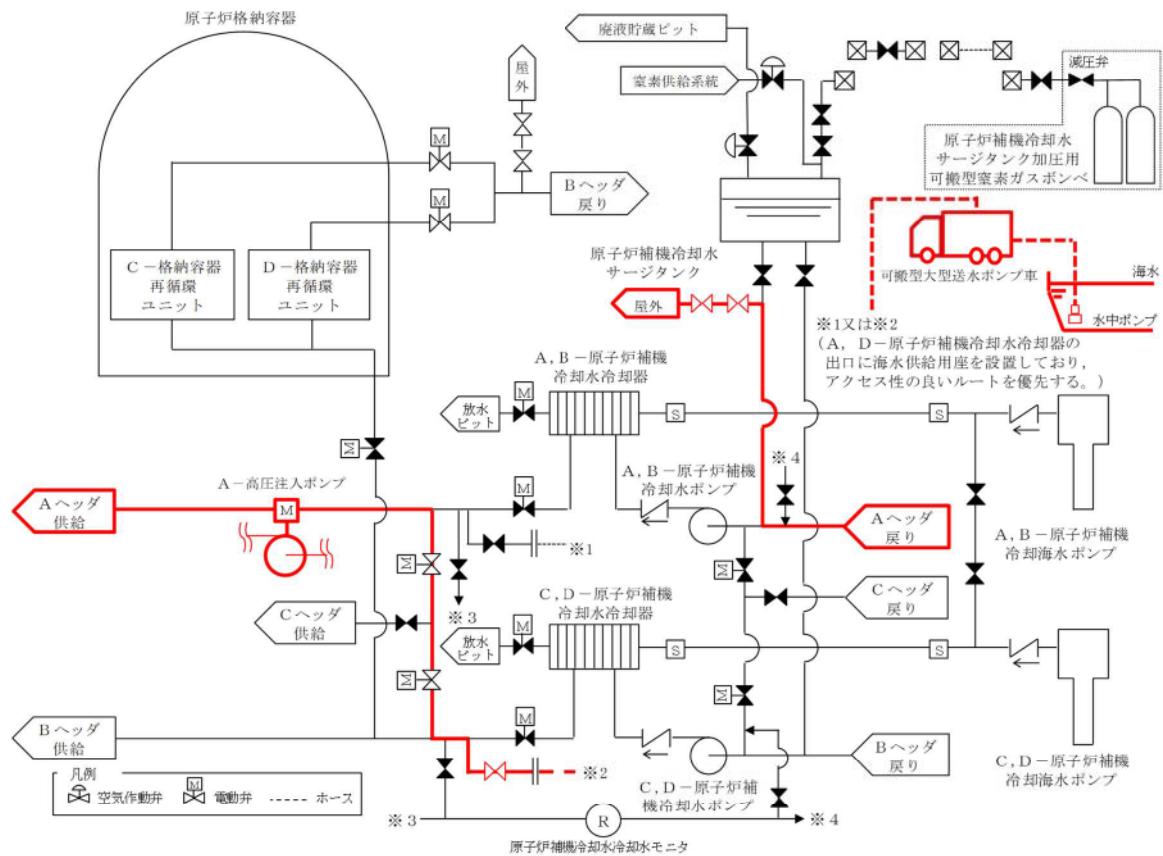
2.5.2.2 代替補機冷却

2.5.2.2.1 設備概要

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、可搬型大型送水ポンプ車によりA-高圧注入ポンプへ補機冷却水（海水）を通水し、A-高圧注入ポンプの機能を回復する。

また、運転中又は運転停止中に、全交流動力電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失した場合、可搬型大型送水ポンプ車により、A-高圧注入ポンプに補機冷却水（海水）を通水し、A-高圧注入ポンプの機能を回復する。

本系統の系統概要図を図2.5-3に、重大事故等対処設備一覧を表2.5-10に示す。



第2.5-3図 代替補機冷却

表2.5-10 代替補機冷却に関する重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	可搬型大型送水ポンプ車【常設】 ^{*1, 2} A－高圧注入ポンプ【常設】 ^{*1, 2}
付属設備	—
水源	海 ^{*1, 2}
流路	原子炉補機冷却水系 配管・弁【常設】 ^{*1, 2} 貯留堰【常設】 ^{*1, 2} 取水口【常設】 ^{*1, 2} 取水路【常設】 ^{*1, 2} 取水ピットスクリーン室【常設】 ^{*1, 2} 取水ピットポンプ室【常設】 ^{*1, 2} 可搬ホース【可搬】 ^{*1, 2}
注水先	—
電源設備 ^{*3}	ディーゼル発電機【常設】 ^{*1} 代替非常用発電機【常設】 ^{*2} ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ^{*1, 2} ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ^{*1, 2} 可搬型タンクローリー【可搬】 ^{*1, 2}
計装設備 ^{*4}	格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ) ^{*2}
計装設備(補助) ^{*4}	A－高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 ^{*1} A－高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 ^{*1} 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 ^{*1} A, B－原子炉補機冷却水供給母管流量 ^{*1} 6－A, B母線電圧 ^{*2}

*1：最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に使用する。

*2：全交流動力電源が喪失した場合に使用する。

*3：単線結線図を補足説明資料48-6に示す。

電源設備については「2.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。

*4：計装設備については「2.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。

2.5.2.2.2 主要設備の仕様

主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 可搬型大型送水ポンプ車

型	式	うず巻形
台	数	4 (予備2)
容	量	約300m ³ /h (1台当たり)
吐出圧力		約1.3MPa [gage]

(2) 高圧注入ポンプ

型	式	うず巻形
台	数	1 (代替補機冷却時A号機使用)
容	量	約280m ³ /h
最高使用圧力		16.7MPa [gage]
最高使用温度		150°C
揚程		約950m
本体材料		炭素鋼

2.5.2.2.3 重大事故等対処設備（代替補機冷却）の多様性及び独立性、位置的分散

重大事故等対処設備（代替補機冷却）は、共通要因によって設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.5-11に示すとおり多様性、位置的分散を図った設計とする。

重大事故等対処設備（代替補機冷却）と原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプは、表2.5-12に示すとおり地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車を使用した代替補機冷却は、可搬型大型送水ポンプ車を自冷式のディーゼル駆動とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した最終ヒートシンクへの熱の輸送に対して多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。また、ディーゼル発電機を使用した電源に対して多様性を持つ設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホース（屋外敷設用）等は、循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及びディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機と屋外の離れた位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車の接続箇所は、原子炉建屋内の異なる区画に複数箇所設置し、異なる建屋面から接続できる設計とする。

A-高压注入ポンプは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。

A-高压注入ポンプは、原子炉補助建屋に設置することで、原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及び循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプと、位置的分散を図る設計とする。

表2.5-11 重大事故等対処設備（代替補機冷却）の多様性及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備
	補機冷却		代替補機冷却
ポンプ	原子炉補機冷却 海水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車
	循環水ポンプ建 屋T.P. 10.3m	原子炉建屋 T.P. 2.3m	屋外
水源	海	—	海
	屋外	—	屋外
駆動電源	ディーゼル発電機		不要
	ディーゼル発電機建屋		—
駆動用空気	不要		不要
潤滑油	不要 (水潤滑)	不要 (内包油)	不要 (内包油)
冷却方式	自己冷却		自己冷却

表2.5-12 重大事故等対処設備（代替補機冷却）の独立性

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備
	原子炉補機冷却海水設備及び原子炉 補機冷却水設備		代替補機冷却
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備（代替補機冷却）は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	
	津波	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備は、基準津波の影響を受けない循環水ポンプ建屋内及び原子炉建屋内に設置し、重大事故等対処設備（代替補機冷却）は、基準津波の影響を受けない51m倉庫車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)、展望台行管理道路脇西側60mエリア及び原子炉補助建屋内に保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	
	火災	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備と、重大事故等対処設備（代替補機冷却）は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	
	溢水	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備と、重大事故等対処設備（代替補機冷却）は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	

2.5.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針

2.5.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針

(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

代替補機冷却に使用するA-高圧注入ポンプは、原子炉補助建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.5-13に示す設計とする。A-高圧注入ポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室から可能な設計とする。代替補機冷却の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。

A-高圧注入ポンプは、代替水源として海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。

代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、屋外の51m倉庫車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)、展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、3号炉取水ピットスクリーン室近傍に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.5-13に示す設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。また、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

表2.5-13 想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	各設備の設置場所（原子炉補助建屋、屋外）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	A-高圧注入ポンプは、原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。 可搬型大型送水ポンプ車は、降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統への影響	海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。 可搬型大型送水ポンプ車は、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。 可搬型大型送水ポンプ車は、固縛等による固定が可能な設計とする。
風（台風）・積雪	A-高圧注入ポンプは、原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。 可搬型大型送水ポンプ車は、屋外に設置するため、屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

代替補機冷却は、表2.5.14に示すとおり原子炉補機冷却水系統へ海水を供給するための系統構成を行い、可搬型大型送水ポンプ車を海水取水箇所へ設置し、原子炉補機冷却水系統とホースによる接続を行う。その後、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、A-高圧注入ポンプの補機冷却水として海水を供給することで、A-高圧注入ポンプの機能を回復し炉心注水を行う。

A-高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。
可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能であり、屋外のアクセス

ルートを通行して設置場所までアクセスできる設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車は、付属の操作器等により現場での操作が可能な設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車とA, D-原子炉補機冷却水冷却器出口配管との接続口については、接続口をフランジ接続とし、可搬型ホースを一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる設計とする。

ホースの接続作業に当たっては、特殊な工具及び技量を必要としない、簡便な接続方式であるはめ合い及びねじ構造とし、一般的な工具を使用することにより、確実に接続が可能な設計とする。

中央制御室の制御盤の操作器、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。

現場での操作は、想定される重大事故等が発生した場合において、設置場所の環境条件（被ばく影響等）を考慮の上、操作者の操作性及び監視性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで確実に手動操作可能な設計とする。

表2.5-14 操作対象機器（代替補機冷却）

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
原子炉補機冷却水戻り母管B側連絡弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源
C－原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水出口弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源
D－原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水出口弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源
B－余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉確認	原子炉補助建屋 2.8m	中央制御室	操作器操作	交流電源 Bヘッダ供給負荷
B－格納容器スプレイ冷却器補機冷却水出口弁	全閉確認	原子炉補助建屋 2.8m	中央制御室	操作器操作	交流電源 Bヘッダ供給負荷
B－使用済燃料ピット冷却機補機冷却水入口弁	全開→全閉	原子炉建屋 10.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源 Bヘッダ供給負荷
原子炉補機冷却水戻り母管A側連絡弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源
A－原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水出口弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源
B－原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水出口弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源
A－余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉確認	原子炉補助建屋 2.8m	中央制御室	操作器操作	交流電源 Aヘッダ供給負荷
A－格納容器スプレイ冷却器補機冷却水出口弁	全閉確認	原子炉補助建屋 2.8m	中央制御室	操作器操作	交流電源 Aヘッダ供給負荷
A－使用済燃料ピット冷却器補機冷却水入口弁	全開→全閉	原子炉建屋 10.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源 Aヘッダ供給負荷
A, B-C/V再循環ユニット補機冷却水入口C/V外側隔離弁	全開→全閉	原子炉建屋 24.8m	中央制御室	操作器操作	交流電源 Aヘッダ供給負荷
C, D-C/V再循環ユニット補機冷却水入口C/V外側隔離弁	全開→全閉	原子炉建屋 24.8m	中央制御室	操作器操作	交流電源 Bヘッダ供給負荷
格納容器旁通気ガスサンプル冷却器補機冷却水入口弁	全開→全閉	原子炉建屋 24.8m	現場	手動操作	Bヘッダ供給負荷
A－サンプル冷却器補機冷却水入口弁	全開→全閉	原子炉建屋 17.8m	現場	手動操作	Aヘッダ供給負荷
B－サンプル冷却器補機冷却水入口弁	全開→全閉	原子炉建屋 17.8m	現場	手動操作	Bヘッダ供給負荷
B－充てんポンプ, 電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 10.3m	現場	手動操作	Aヘッダ供給負荷
B－充てんポンプ, 電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 10.3m	現場	手動操作	Aヘッダ供給負荷
A－充てんポンプ, 電動機補機冷却水出口弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 10.3m	現場	手動操作	Aヘッダ供給負荷
B－充てんポンプ, 電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁	全閉確認	原子炉補助建屋 10.3m	現場	手動操作	Bヘッダ供給負荷
B－充てんポンプ, 電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁	全閉確認	原子炉補助建屋 10.3m	現場	手動操作	Bヘッダ供給負荷

C－充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 10.3m	現場	手動操作	B ヘッダ供給負荷
B－高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁	調整開→全閉	原子炉補助建屋 -1.7m	現場	手動操作	B ヘッダ供給負荷
B－高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水出口弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 -1.7m	現場	手動操作	B ヘッダ供給負荷
B－格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 -1.7m	現場	手動操作	B ヘッダ供給負荷
B－余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁	調整開→全閉	原子炉補助建屋 -1.7m	現場	手動操作	B ヘッダ供給負荷
B－余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁	調整開→全閉	原子炉補助建屋 -1.7m	現場	手動操作	B ヘッダ供給負荷
A－余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁	調整開→全閉	原子炉補助建屋 -1.7m	現場	手動操作	A ヘッダ供給負荷
A－余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁	調整開→全閉	原子炉補助建屋 -1.7m	現場	手動操作	A ヘッダ供給負荷
A－格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁	調整開→全閉	原子炉補助建屋 -1.7m	現場	手動操作	A ヘッダ供給負荷
A－格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁	調整開→全閉	原子炉補助建屋 -1.7m	現場	手動操作	A ヘッダ供給負荷
A－制御用空気圧縮装置補機冷却水入口弁	全開→全閉	原子炉建屋 10.3m	現場	手動操作	A ヘッダ供給負荷
B－制御用空気圧縮装置補機冷却水入口弁	全開→全閉	原子炉建屋 10.3m	現場	手動操作	B ヘッダ供給負荷
原子炉補機冷却水モニタBライン入口止め弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m 中間	現場	手動操作	－
C, D－原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m 中間	現場	手動操作	B ヘッダ供給負荷
原子炉補機冷却水モニタBライン戻り弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m 中間	現場	手動操作	－
原子炉補機冷却水モニタAライン戻り弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m 中間	現場	手動操作	－
A, B－原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m 中間	現場	手動操作	A ヘッダ供給負荷
C－原子炉補機冷却水供給母管止め弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m 中間	現場	手動操作	－
原子炉補機冷却水モニタAライン入口止め弁	全開→全閉	原子炉建屋 2.3m 中間	現場	手動操作	－
原子炉補機冷却水Aサービジライン止め弁	全開→全閉	原子炉建屋 43.6m	現場	手動操作	－
原子炉補機冷却水Bサービジライン止め弁	全開→全閉	原子炉建屋 43.6m	現場	手動操作	－
原子炉補機冷却水系統A戻り排水ライン第1止め弁 (S A対策)	全閉→全開	原子炉建屋 43.6m	現場	手動操作	－
原子炉補機冷却水系統A戻り排水ライン第2止め弁 (S A対策)	全閉→全開	原子炉建屋 43.6m	現場	手動操作	－
ホース	ホース接続	原子炉建屋 2.3m	現場	接続操作	－
ホース	ホース接続	屋外	現場	接続操作	－
可搬型大型送水ポンプ車	停止→起動	屋外	現場	スイッチ操作	－
D－原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S A対策)	全閉→全開	原子炉建屋 2.3m	現場	手動操作	－

(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）

(i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

代替補機冷却に使用する系統（A－高圧注入ポンプ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認ができる系統設計とする。

また、A－高圧注入ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解が可能な設計とする。

代替補機冷却に使用する系統（可搬型大型送水ポンプ車）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。

また、可搬型大型送水ポンプ車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とともに、外観の確認が可能な設計とする。

代替補機冷却に必要な操作対象機器（表2.5-14）のうち電動弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に開閉動作の確認ができる設計とする。

表2.1-15に代替補機冷却の試験及び検査を示す。

表 2.5-15 代替補機冷却の試験及び検査

発電用原子炉 の状態	項目	内容
運転中又は 停止中	機能・性能試 験	運転性能、漏えいの確認 車両運転状態の確認
	分解点検	機器を分解し、各部の状態を目視等で確認
	外観点検	機器外観の確認
	開閉試験	弁開閉動作の確認

(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

代替補機冷却は、可搬型大型送水ポンプ車により海水を原子炉補機冷却水系統に注水するために、系統構成を切替える必要があることから、切替えに必要な弁を設ける。

原子炉補機冷却水系統に海水を注水するための切替え操作として、表2.5-13に示す操作を行うことで、切替え可能である。

代替補機冷却を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、図2.5-4に示すタイムチャートの通り、通常時の系統から弁操作等による速やかな切替えを含めて機能確立が可能な設計とする。

炉心注水に使用するA-高圧注入ポンプは、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。

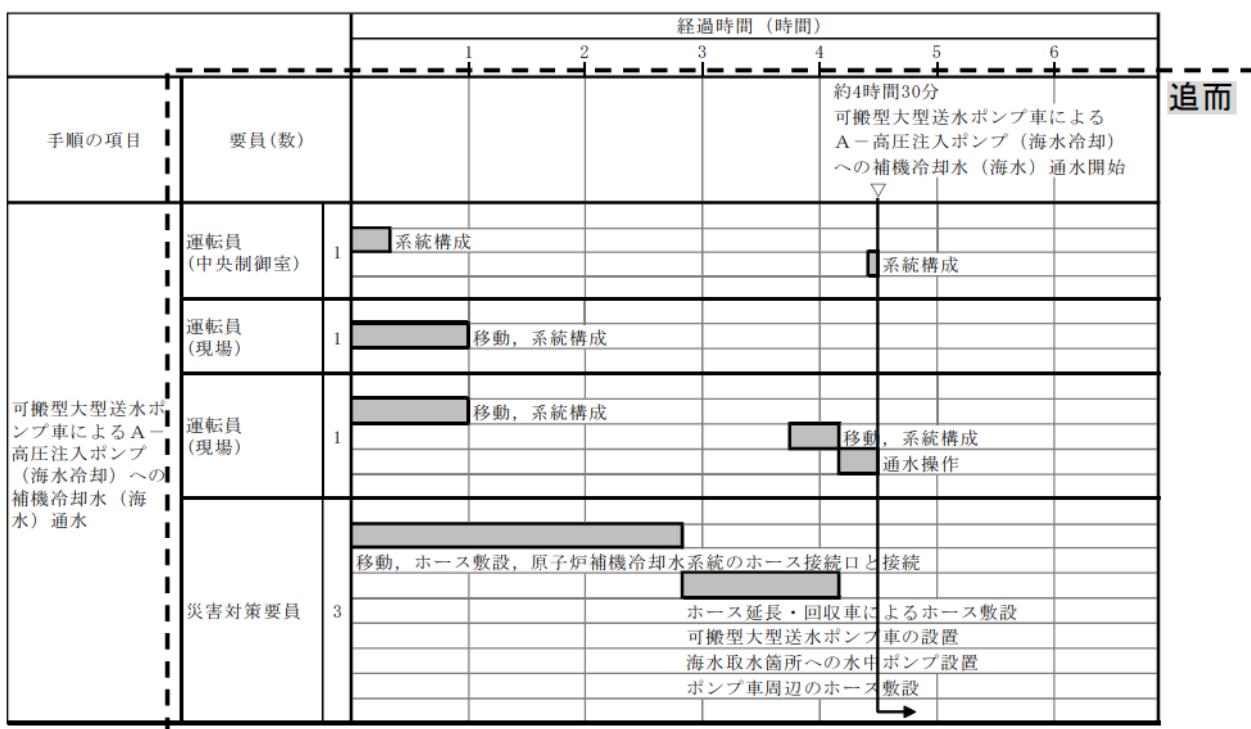


図2.5-4 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ(海水冷却)
への補機冷却水(海水)通水 タイムチャート*

*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び

拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」で示すタイムチャート

(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、通常時に接続先の原子炉補機冷却水系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としてA-高圧注入ポンプ補機冷却水に海水を供給する系統構成をすること並びに固縛用アンカー等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。取合系統との隔離弁を表2.5-16に示す。

可搬型大型送水ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

表 2.5-16 代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車の通常時の取合系統との隔離弁

取合系統	系統隔離弁	駆動方式	状態
原子炉補機冷却水系統	A-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（S A対策）	手動操作	通常時閉
	D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（S A対策）	手動操作	通常時閉

代替補機冷却に使用するA-高圧注入ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じた

ものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1. 3. 3 環境条件等」に示す。

重大事故等対処設備（代替補機冷却）の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表2. 5-14に示す。

重大事故等対処設備（代替補機冷却）の操作に使用する弁の操作は、遠隔操作、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内で行うことから、遠隔操作する場合は、中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。原子炉建屋及び原子炉補助建屋内で操作する場合は、遮蔽の設置及び線源からの離隔距離により、放射線量が高くなる恐れの少ない場所を選定し、使用場所で操作可能な設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車の操作は、屋外で操作するが、設置場所及び操作場所の放射線量が高くなるおそれがないため操作が可能である。

2.5.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針

(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合に、代替補機冷却として原子炉補機冷却水系統へ海水を直接供給されるA-高圧注入ポンプは、設計基準事故時の非常用炉心冷却設備として原子炉格納容器に溜まった水を1次系に注水する設備と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系統を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）

(i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

代替補機冷却に使用する重大事故等対処設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）

(i) 要求事項

常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

可搬型大型送水ポンプ車を用いた代替補機冷却は、設計基準事故対処設備

である原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプに対し、表2.5-17に示すとおり、多様性及び独立性、位置的分散を図る設計とする。これらの詳細については、2.5.2.2.3項に記載のとおりである。

地震、津波、溢水及び火災に対して、同時に機能を損なうおそれがないように、可搬型大型送水ポンプ車は屋外に設置し、循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプと異なる建屋に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

A-高圧注入ポンプは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。

A-高圧注入ポンプは、原子炉補助建屋に設置することで、原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及び循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプと、位置的分散を図る設計とする。これらの詳細については、2.5.2.2.3項に記載のとおりである。

表2.5-17 代替補機冷却の多様性、位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備
	補機冷却		代替補機冷却
ポンプ	原子炉補機冷却 海水ポンプ	原子炉補機冷 却水ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車
	循環水ポンプ建 屋T.P.10.3m	原子炉建屋 T.P.2.3m	屋外
水源	海	—	海
	屋外	—	屋外
駆動電源	ディーゼル発電機		不要
	ディーゼル発電機建屋		—
駆動用空気	不要		不要
潤滑油	不要 (水潤滑)	不要 (内包油)	不要 (内包油)
冷却方式	自己冷却		自己冷却

2.5.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針

(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。

代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、重大事故等時において、作業効率化、被ばく低減を図るため可搬型大型送水ポンプ車を使用したA-高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環及び格納容器内自然対流冷却との同時使用を考慮して、各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計として、各系統の必要な流量を1台で確保可能な $187.5\text{m}^3/\text{h}$ 以上の容量を有する設計とする。

代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、代替補機冷却として使用する場合の水源（海）と供給先（原子炉補機冷却水系）の圧力差、静水頭、機器圧損並びに配管・ホース及び弁類圧損を考慮し、可搬型大型送水ポンプ車1台運転で代替補機冷却に必要な流量を供給できる吐出圧力を確保可能な設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車は代替補機冷却として1セット1台使用する。保有数は2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する設計とする。

なお、可搬型大型送水ポンプ車の同時使用を考慮した保有数としては、「代替炉心注水、使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットへのスプレイ、燃料取替用水ピットへの補給及び補助給水ピットへの補給」の注水設備及び水の供給設備として1台、また「A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環、代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却」の熱を海へ輸送する設備との同時使用時には更に1台使用することから、1セット2台使用する。保有数は2セット4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する設計とする。

（2）確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）

（i）要求事項

常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

（ii）適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車とA, D-原子炉補機冷却水冷却器出口配管との接続口については、接続口をフランジ接続とし、可搬型ホースを一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる設計とする。

また、可搬型大型送水ポンプ車とホースとの接続は、ホースの口径を統一し、簡便な接続方式であるはめ合い及びねじ構造にすることにより、確実に

接続が可能な設計とする。

可搬型大型送水ポンプ車及びホースは、使用済燃料ピットへの注水及び使用済燃料ピットへのスプレイ並びに代替炉心注水、補助給水ピットへの補給及び燃料取替用水ピットへの補給並びに代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却の各系統で相互に使用できるよう、接続口の口径及び規格を統一する設計とする。

(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）

(i) 要求事項

常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車の接続箇所は、重大事故等時の環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災の影響により接続できなくなることを防止するため、原子炉建屋内の異なる区画に2箇所設置し、異なる建屋面から接続できる設計とする。

(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがある少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、屋外で使用する設備であり、想定される重大事故等時における放射線を考慮しても、設置及びホースの接続作業が可能であると想定している。仮に放射線量が高い場合は、放射線量を測定し、線源からの離隔距離をとり放射線量が低い場所に設置すること等により、設備の設置を可能とする。

ホースは、屋外及び原子炉建屋内で使用する設備であり、作業に当たっては、放射線量を確認して、適切な放射線対策に基づき作業安全確保を確認した上で作業を実施する。

なお、ホースの接続作業は、簡便な接続方式であるはめ合い及びねじ構造にすることにより、確実に接続が可能な設計とする。また、接続口への接続は簡便な法兰ジ接続により一般的に使用される工具を用いて確実に接続が可能な設計とする。

(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）

(i) 要求事項

地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホース（屋外敷設用）等は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備である循環水ポンプ建屋 T.P. 10.3m 以下の原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉建屋 T.P. 2.3m の原子炉補機冷却水ポンプ及びディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m のディーゼル発電機と位置的分散を図り、屋外の離れた位置となる、51m倉庫車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに分散して保管する設計とする。

(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、51m倉庫車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び、展望台行管理道路脇西側60mエリア、に分散して保管し、想定される重大事故等時においても、保管場所から設置場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数の屋外のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。

（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」
参照）

（7）設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）

（i）要求事項

重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

（ii）適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.5-18に示すとおり、多様性、位置的分散を図る設計とする。

表2.5-18 多様性及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備	
	原子炉補機冷却海水設備及び 原子炉補機冷却水設備		代替補機冷却	
ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車	A-高圧注入ポンプ
	循環水ポンプ建屋 T.P. 10.3m 以下	原子炉建屋 T.P. 2.3m	屋外 (51m倉庫車庫エリア, 2号炉東側31mエリア(a), 2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア)	原子炉補助建屋 T.P. -1.7m
弁	-		-	
水源	海水	-	海水	A-格納容器再循環サンプ
	屋外 (取水ビットポンプ室)	-	屋外 (取水ビットスクリーン室)	原子炉格納容器 T.P. 10.0m
駆動電源	ディーゼル発電機		不要 (ディーゼルエンジン)	ディーゼル発電機 代替非常用発電機
	ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m		屋外	ディーゼル発電機 建屋 T.P. 10.3m
駆動用空気	不要		不要	
潤滑油	不要 (水潤滑)	不要 (内包油)	不要 (内包油)	
冷却方式	不要 (自己冷却)		不要 (自己冷却)	水冷

2.5.2.3 蒸気発生器2次側による炉心冷却

2.5.2.3.1 設備概要

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行うため、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの起動を確認し、補助給水ピット水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時、補助給水ポンプが運転していなければ、中央制御室で電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプを起動し蒸気発生器へ注水する。

全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行うため、タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプを起動し、補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

なお、電動補助給水ポンプは代替非常用発電機から給電後に使用可能となる。

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、制御用空気圧縮機が機能喪失した場合、主蒸気逃がし弁の現場での手動による開操作にて蒸気発生器2次側による原子炉を冷却する。

全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作し、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。

本系統の系統概要図を図2.5-5に、重大事故等対処設備一覧を表2.5-19に示す。

原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合又は1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合において、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。

補助給水ポンプについては、電動補助給水ポンプを優先して使用し、電動補助給水ポンプが使用できなければ、タービン動補助給水ポンプを使用する。

全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプ又は代替非常用発電機から受電した電動補助給水ポンプにより補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。1次冷却材喪失事象が同時に発生していない場合又は1次冷却材喪失事象が同時に発生しても1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下しない場合において、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。

補助給水ポンプについては、代替非常用発電機の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。

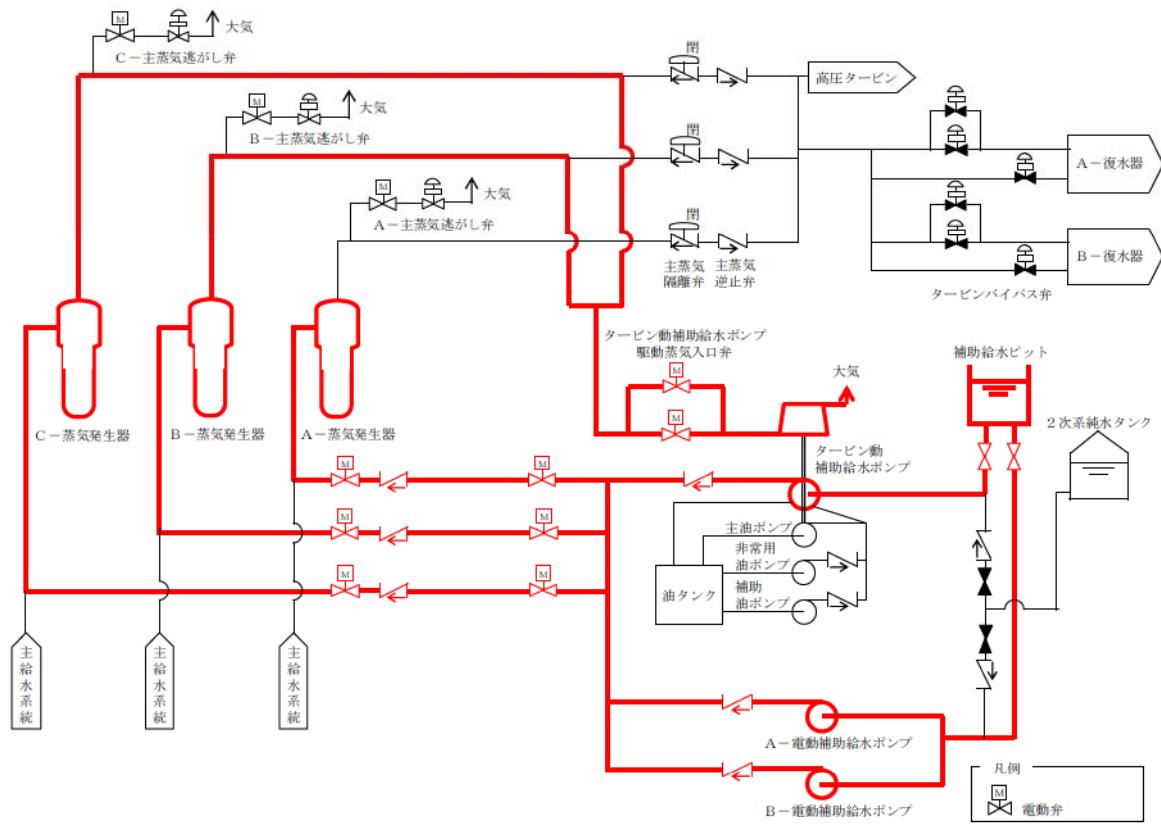


図2.5-5 蒸気発生器2次側による炉心冷却

表2.5-19 蒸気発生器2次側による炉心冷却に関する重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	電動補助給水ポンプ【常設】 ^{*1, 2} タービン動補助給水ポンプ【常設】 ^{*1, 2} 主蒸気逃がし弁【常設】 ^{*1, 2}
付属設備	—
水源	補助給水ピット【常設】 ^{*1, 2}
流路	補助給水系 配管・弁【常設】 ^{*1, 2} 主蒸気系 配管・弁【常設】 ^{*1, 2}
注水先	蒸気発生器【常設】 ^{*1, 2}
電源設備 ^{*3}	ディーゼル発電機【常設】 ^{*1} 代替非常用発電機【常設】 ^{*2} 蓄電池(非常用)【常設】 ^{*2} ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ^{*2} ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ^{*2} 可搬型タンクローリー【可搬】 ^{*2}
計装設備 ^{*4}	補助給水ピット水位 ^{*1, 2} 補助給水流量 ^{*2} 蒸気発生器水位(狭域) ^{*2} 蒸気発生器水位(広域) ^{*2}
計装設備(補助) ^{*4}	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 ^{*1} A, B - 原子炉補機冷却水供給母管流量 ^{*1} 6-A, B 母線電圧 ^{*2}

*1：最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に使用する。

*2：全交流動力電源が喪失した場合に使用する。

*3：単線結線図を補足説明資料48-6に示す。

電源設備については「2.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。

*4：計装設備については「2.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。

2.5.2.3.2 主要設備の仕様

主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 電動補助給水ポンプ

型 台 容 揚 本 体 材	式 数 量 程 材 料	うず巻形 2 約90m ³ /h (1台当たり) 約900m ステンレス鋼
---------------------------------	----------------------------	--

(2) タービン動補助給水ポンプ

型 台 容 揚 本 体 材	式 数 量 程 材 料	うず巻形 1 約115m ³ /h 約900m ステンレス鋼
---------------------------------	----------------------------	---

(3) 主蒸気逃がし弁

型 個 口 容 最高使用圧力 最高使用温度 本 体 材	式 数 径 量 7. 48MPa[gage] 291°C 約348°C (重大事故等時における使用時の値) 炭素鋼	空気作動式 3 6B 約180t/h (1個当たり) 約8. 0MPa[gage] (重大事故等時における使用時の値) 約348°C (重大事故等時における使用時の値)
---	--	--

2.5.2.3.3 重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）の多様性及び独立性、位置的分散

重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）は、共通要因によって設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.5-20に示すとおり多様性、位置的分散を図った設計とする。

重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）と原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプは、表2.5-21に示すとおり地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット及び主蒸気逃がし弁を使用した蒸気発生器2次側による炉心冷却は、タービン動補助給水ボ

ンプを蒸気駆動とし、電動補助給水ポンプの電源を設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源である代替非常用発電機から給電でき、さらに主蒸気逃がし弁はハンドルを設け、手動操作とすることにより、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した最終ヒートシンクへの熱の輸送に対して、多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。

蒸気発生器 2 次側による炉心冷却に使用する補助給水系統及び主蒸気系統は、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した系統に対して多様性を持つ設計とする。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び補助給水ピットは原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプと異なる区画に設置し、循環水ポンプ建屋の原子炉補機冷却海水ポンプと異なる建屋に設置すること並びに蒸気発生器は原子炉格納容器内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

機器の多様性及び系統の独立並びに位置的分散によって、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用した設計基準事故対処設備に対して重大事故等対処設備としての独立性を持つ設計とする。

電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57 条に対する設計方針を示す章）」に記載する。

表2.5-20 重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）の多様性
及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備	
	—		蒸気発生器2次側による炉心冷却	
ポンプ	原子炉補機冷却 海水ポンプ	原子炉補機 冷却水ポンプ	タービン動補助 給水ポンプ	電動補助 給水ポンプ
	循環水ポンプ建 屋T.P. 10.3m	原子炉建屋 T.P. 2.3m	原子炉建屋 T.P. 10.3m	原子炉建屋 T.P. 10.3m
水源	海	—	補助給水ピット	
	屋外	—	原子炉建屋T.P. 24.8m	
駆動電源	ディーゼル発電機		—	代替非常用 発電機
	ディーゼル発電機建屋		—	屋外
駆動用空気	不要		不要	
潤滑油	不要 (水潤滑)	不要 (内包油)	不要 (軸直結ポンプ による油潤滑)	不要 (内包油)
冷却方式	自己冷却		自己冷却	

表2.5-21 重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）の独立性

項目		設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備
	原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備	蒸気発生器2次側による炉心冷却	
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	
	津波	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備は、基準津波の影響を受けない循環水ポンプ建屋内及び原子炉建屋内に設置し、重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内に保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	
	火災	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備と、重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	
	溢水	設計基準事故対処設備の原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備と、重大事故防止設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	

2.5.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針

2.5.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針

（1）環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）

（i）要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

（ii）適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット及び主蒸気逃がし弁は、原子炉建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.5-22に示す設計とする。

電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの操作は、想定される重大事故当時において、中央制御室から可能な設計とする。

主蒸気逃がし弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所での手動ハンドル操作により可能な設計とする。

蒸気発生器2次側による炉心冷却の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。

蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する主蒸気管は、原子炉格納容器内及び原子炉建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内及び原子炉建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.5-20に示す設計とする。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット及び蒸気発生器は、代替水源として海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。

表2.5-22 想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	各設備の設置場所（原子炉建屋、原子炉格納容器）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	原子炉建屋、原子炉格納容器内に設置するため、天候による影響は受けない。
海水を通水する系統への影響	海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。
風（台風）・積雪	原子炉建屋、原子炉格納容器内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

（2）操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）

（i）要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

（ii）適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

蒸気発生器2次側による炉心冷却は、表2.5-23に示すとおり電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの自動起動を確認する又は起動操作を行うことにより、補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水とともに、主蒸気逃がし弁を現場で手動より開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。

電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、中央制御室の制御

盤での操作が可能な設計とする。

主蒸気逃がし弁は、現場操作も可能となるように手動ハンドルを設け、常設の踏み台を用いて、現場で人力により確実に操作できる設計とする。

中央制御室の制御盤の操作器は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。

現場での操作は、想定される重大事故等が発生した場合において、設置場所の環境条件（被ばく影響等）を考慮の上、操作者の操作性及び監視性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで確実に操作可能な設計とする。

表2.5-23 操作対象機器（蒸気発生器2次側による炉心冷却）

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
A－電動補助給水ポンプ	停止→起動	原子炉建屋 10.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源
B－電動補助給水ポンプ	停止→起動	原子炉建屋 10.3m	中央制御室	操作器操作	交流電源
タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全閉→全開	原子炉建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	直流電源
タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全閉→全開	原子炉建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	直流電源
タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	原子炉建屋 10.3m	中央制御室	連動	—
A－補助給水ポンプ出口流量調節弁	調整開	原子炉建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	直流電源
B－補助給水ポンプ出口流量調節弁	調整開	原子炉建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	直流電源
C－補助給水ポンプ出口流量調節弁	調整開	原子炉建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	直流電源
A－主蒸気逃がし弁	全閉→全開	原子炉建屋 33.1m	現場	手動操作	—
B－主蒸気逃がし弁	全閉→全開	原子炉建屋 33.1m	現場	手動操作	—
C－主蒸気逃がし弁	全閉→全開	原子炉建屋 33.1m	現場	手動操作	—
A－補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	原子炉建屋 10.3m 中間	現場	手動操作	—
B－補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	原子炉建屋 10.3m 中間	現場	手動操作	—
C－補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	原子炉建屋 10.3m 中間	現場	手動操作	—

(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）

(i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

蒸気発生器 2 次側による炉心冷却に使用する系統（電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、補助給水ピット、蒸気発生器及び主蒸気管）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解が可能な設計とする。

補助給水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なよう アクセスドアを設ける設計とする。また、有効水量が確認できる設計とする。

蒸気発生器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なよう マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なよう 試験装置を設置できる設計とする。

蒸気発生器 2 次側による炉心冷却に必要な操作対象機器（表2.5-23）のうち電動弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に開閉動作の確認ができる設計とする。

表2.5-24に蒸気発生器 2 次側による炉心冷却の試験及び検査を示す。

表 2.5-24 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却の試験及び検査

発電用原子炉 の状態	項目	内容
運転中又は 停止中	機能・性能試 験	運転性能、漏えいの確認 有効水量の確認
	分解点検	機器を分解し、各部の状態を目視等で確認
	開放点検	機器を開放し、各部の状態を目視等で確認
	開閉試験	弁開閉動作の確認

（4）切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）

（i）要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。

（ii）適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット及び主蒸気逃がし弁を使用した蒸気発生器2次側により炉心冷却する系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することから、切替え操作不要である。

主蒸気逃がし弁は、現場操作も可能となるように常設の踏み台を用いて手動ハンドルをによる開操作が可能な設計とすることで、図2.5-6に示すタイムチャートの通り速やかに機能確立することが可能である。

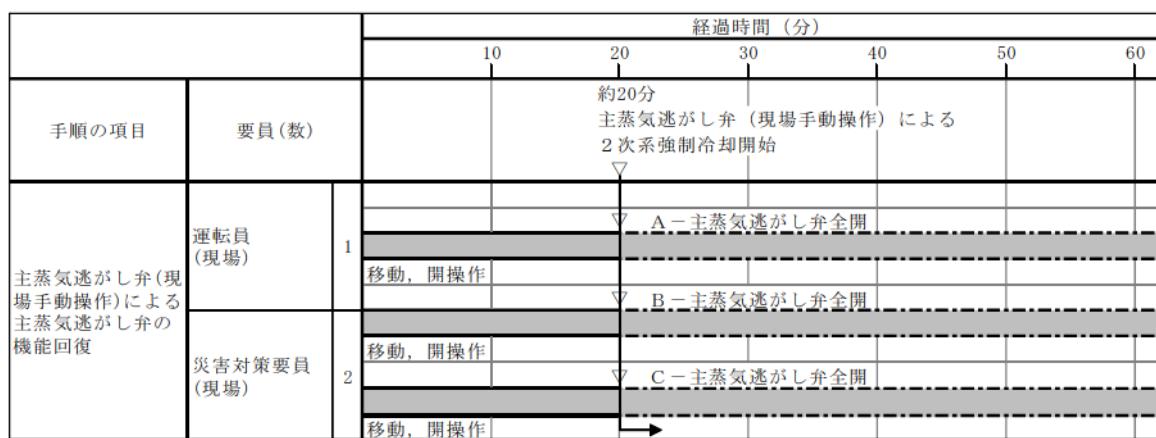


図2.5-6 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復 タイムチャート*

*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」で示すタイムチャート

(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気管及び蒸気発生器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

重大事故等対処設備（蒸気発生器2次側による炉心冷却）の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表2.5-23に示す。

，，，
蒸気発生器2次側による炉心冷却の操作に必要なタービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ及び弁（主蒸気逃がし弁及び補助給水ポンプ出口流量調節弁を除く）の操作は、遠隔操作で行うことから、中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。

主蒸気逃がし弁及び補助給水ポンプ出口流量調節弁の操作は、原子炉建屋内で行うことから、遮蔽の設置及び線源からの離隔距離により、放射線量が高くなる恐れの少ない場所を選定し、使用場所で操作可能な設計とする。

2.5.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針

(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における蒸気発生器2次側による炉心冷却として使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器は、設計基準事故時の蒸気発生器2次側による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系統を冷却するために必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における蒸気発生器2次側による炉心冷却として使用する補助給水ピットは、蒸気発生器への注水量に対し、淡水又は海水を補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量を有する設計とする。

なお、補助給水ピットの容量は、有効性評価の事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」において可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給開始まで蒸気発生器に給水が可能なことが確認されている容量570m³/個を上回る660m³/個とする。

(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）

(i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する重大事故等対処設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)

(i) 要求事項

常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

重大事故防止設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプに対し、表2.5-25に示すとおり、多様性及び独立性、位置的分散を図る設計とする。これらの詳細については、2.5.2.3.3項に記載のとおりである。

タービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁は原子炉建屋内並びに蒸気発生器は原子炉格納容器内に設置し、循環水ポンプ建屋内の原子炉補機冷却海水ポンプ異なる建屋に設置及び原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプと別の区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

水源とする補助給水ピットは海と異なる建屋に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

タービン動補助給水ポンプは駆動電源を必要としない設計とする。電動補助給水ポンプは代替非常用発電機から給電することにより、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプに給電するディーゼル発電機に対して多様性を有する設計とする。

表2.5-25 蒸気発生器2次側による炉心冷却の多様性、位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備	
	補機冷却		蒸気発生器2次側による炉心冷却	
ポンプ	原子炉補機冷却 海水ポンプ	原子炉補機 冷却水ポンプ	タービン動補助 給水ポンプ	電動補助 給水ポンプ
	循環水ポンプ建 屋T.P. 10.3m	原子炉建屋 T.P. 2.3m	原子炉建屋 T.P. 10.3m	原子炉建屋 T.P. 10.3m
水源	海	—	補助給水ピット	
	屋外	—	原子炉建屋T.P. 24.8m	
駆動電源	ディーゼル発電機		—	代替非常用 発電機
	ディーゼル発電機建屋		—	屋外
駆動用空気	不要		不要	
潤滑油	不要 (水潤滑)	不要 (内包油)	不要 (軸直結ポンプ による油潤滑)	不要 (内包油)
冷却方式	自己冷却		自己冷却	